平成２６年度版

東 浦 町 の 環 境

東浦町

環境を大切にするまち・

ひがしうら環境宣言

澄んだ空気、きれいな水、緑豊かな自然に恵まれた環境は、人間をはじめ生きるもののすべての願いであります。

この願いを実行するために、次のことをめざします。

- 自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり
- いのちと健康を大切にする安全のまちづくり
- ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり
- 住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

そして、これを次の世代に引き継いでいくとともに、恵み豊かな環境をつくりあげていくために、東浦町を「環境を大切にするまち・ひがしうら」とすることを宣言します。

平成１２年１０月１１日制定　東浦町

目　　次

Ⅰ　東浦町の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　環　境　保　全

1　公　害　苦　情　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

2　大　気　汚　染　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

3　水　質　汚　濁　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

4　騒音・振動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

5　悪　　臭　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26

6　地　盤　沈　下　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

7　公害防止協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

8　地球温暖化対策事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

9　環境基本計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33

Ⅲ　廃　棄　物

1　ご　　み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38

2　し　　尿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55

3　東部知多衛生組合の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58

用　語　解　説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　60

Ⅰ　東浦町の概要

１ 本町の位置、大きさ

本町は、名古屋市の南、知多半島の北東部、衣浦湾の最奥に位置し、北は大府市、西は阿久比町・知多市・東海市に、南は半田市に、東は境川を隔て刈谷市に隣接しています。

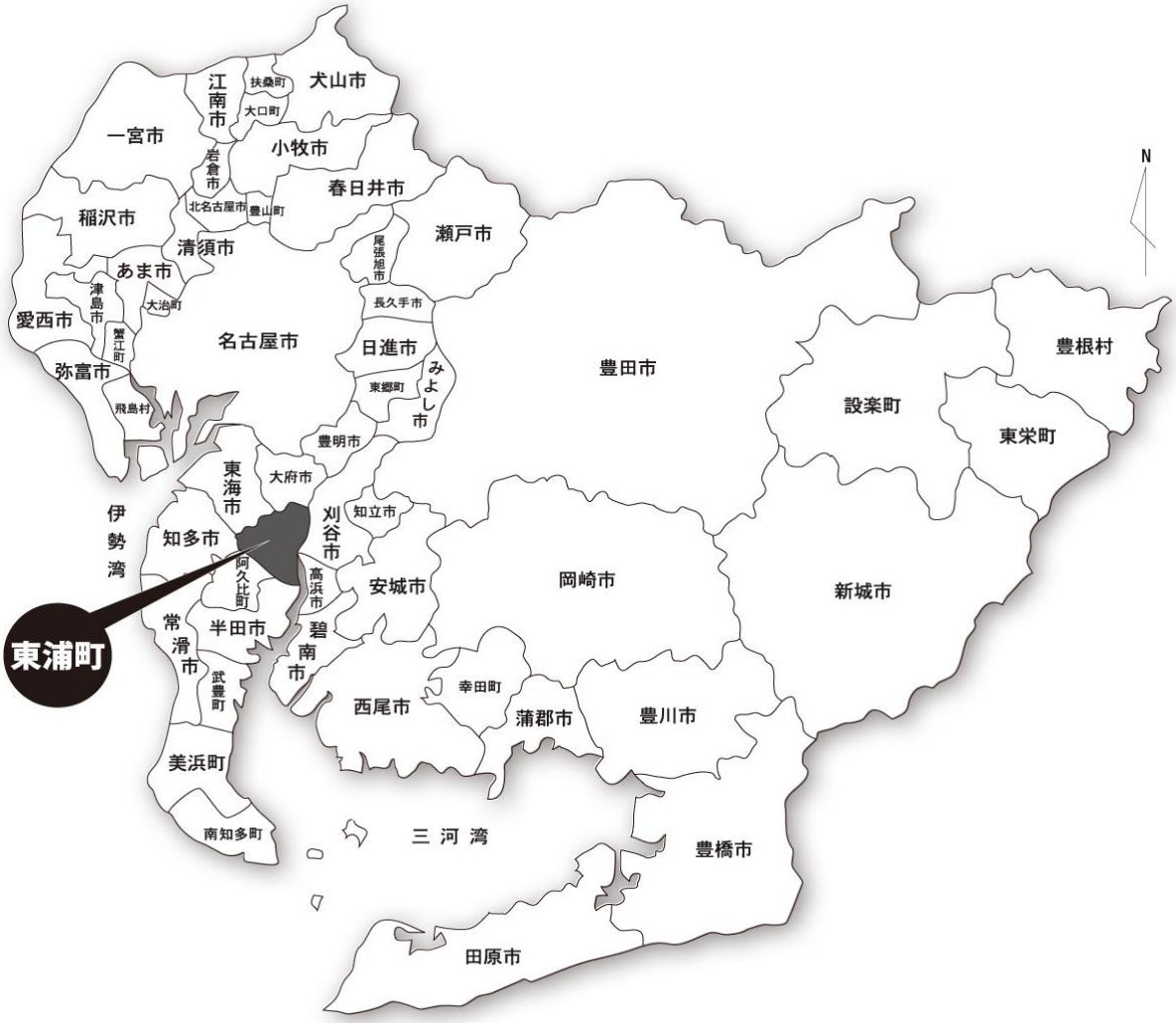

位　置（役場）	
東　　経	136°58′
北　　緯	34°58′

大 きさ	
東　　西	6.2km
南　　北	7.7km
周　　囲	128.04km
面　　積	31.11km^2

2　都市計画区域・用途地域

平成26年1月1日現在

区　分		面　積 (ha)	比　率 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域		3,111.0	100	—	—
市街化区域		765.5	24.6	—	—
市街化調整区域		2,345.5	75.4	60	200
用途地域	第一種低層住居専用地域	98.5	12.9	30・50・60	50・100
	第二種　〃	—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	216.5	28.3	60	150・200
	第二種　〃	—	—	—	—
	第一種住居地域	189.1	24.7	60	200
	第二種　〃	4.1	0.5	60	200
	準住居地域	31.1	4.1	60	200
	近隣商業地域	24.0	3.1	80	200
	商業地域	18.4	2.4	80	200・400
	準工業地域	29.0	3.8	60	200
	工業地域	130.9	17.1	60	200
	工業専用地域	23.9	3.1	60	200

3　人口及び世帯数の推移

(各年:3月末現在)

年	世帯数	人口			人口密度 (人/km²)
		男	女	計	
H22	18,838	25,233	24,844	50,077	1,611
H23	19,078	25,275	24,890	50,165	1,614
H24	19,240	25,276	24,893	50,169	1,613
H25	19,336	25,204	24,961	50,165	1,613
H26	19,659	25,321	25,016	50,337	1,618

(注)　人口は総数

Ⅱ　環境保全

１　公害苦情

（１）公害苦情の現況

公害苦情は、地域住民の日常生活に密接した問題であり、その適切な処理は、住民の健康と文化的な生活を守るために、また紛争の未然防止のためにも必要であり、愛知県尾張県民事務所知多県民センターなど関係行政機関と協力し、苦情の早期解決に努めています。

以前の公害苦情の発生源は、工場や事業所からのものが多く見られましたが、最近は、住民の日常生活に伴って生じる苦情が増加傾向にあり、内容も多様化しています。

内容としては、大気汚染、雑草に関する苦情が高い割合を占めており、中でも大気汚染は、農地等での野焼きについての苦情や問い合わせが多く発生しています。

（２）公害等苦情の状況

①種類別件数

種類別＼年度		H21	H22	H23	H24	H25
典型７公害	大　気	１３	３６	２５	３０	２４
	水　質	4	2	0	7	2
	土　壌	0	0	0	0	0
	騒　音	5	6	１３	１８	１０
	振　動	1	0	0	2	1
	悪　臭	1	9	8	１１	１１
	地盤沈下	0	0	0	0	0
そ の 他（不法投棄・雑草等）		0	１０７	１２７	１３１	１１７
計		２４	１６０	１７３	１９９	１６５

(注) 平成21年度は、町監視員及び職員が受付けた公害苦情の内、重要案件として県に報告を行った件数
平成22年度～平成25年度は、延べ受付件数

②地区別件数

地区＼年度	H21	H22	H23	H24	H25
森　岡	４	２２	３３	３７	２４
緒　川	３	４０	３９	５７	４２
緒川新田	４	２８	２４	２７	３８
石　浜	６	２３	３１	２８	３０
生　路	４	２３	１７	２０	１４
藤　江	３	２４	２９	３０	１７
計	２４	１６０	１７３	１９９	１６５

③主な苦情内容

大　　気・・・焼却行為(野焼き)
騒　　音・・・事業場等の機械の作業騒音、日常生活音
悪　　臭・・・店舗、家庭からの排水

（３）環境監視員の活動状況

平成13年４月１日から、環境監視員１名、平成14年４月１日から２名で町内各地区のパトロール活動を重点に行い、苦情発生後の対応型から未然防止型へ転換を図り、住民の生活環境の保全に寄与することを目指しています。

また、不法投棄等の違反行為の発生時には、その調査や指導、警察等関係機関との連絡調整を行っています。

①環境監視活動状況　　（単位：箇所）

年度＼項目	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	不法投棄	雑草	産廃施設立入	その他	合計
H21	46	2	14	0	1	1,448	96	11	427	2,045
H22	35	9	8	0	12	1,781	97	41	416	2,399
H23	28	3	21	0	15	779	90	32	640	1,608
H24	30	10	24	2	13	839	91	33	643	1,685
H25	26	57	13	1	12	846	78	28	608	1,669

（注）箇所数は延べ数(その他は回数)

②家電リサイクル法による家電４品目及びパソコンの不法投棄状況　（単位：個）

品目 年度	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	エアコン (室外機含む)	パソコン	合計
H21	41	29	7	4	11	92
H22	55	17	7	1	2	82
H23	62	13	7	2	1	85
H24	37	11	3	2	4	57
H25	20	9	2	0	0	31

（注）環境監視員が確認したもの

2　大気汚染

（1）大気汚染の現況

大気汚染は、工場・事業所等から排出されるばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）や、自動車等からの排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等）が主な原因となっています。

本町では、生路測定局（生路コミュニティセンター）に大気汚染測定器、風向風速計を設置し、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質を測定し、大気の汚染状況の把握や監視を行っています。また、東浦町役場測定局として愛知県が大気汚染測定局を設置し、浮遊粒子状物質、窒素酸化物及び光化学オキシダントの測定をしています。

平成25年度の測定結果は、生路測定局及び役場測定局ともにすべての項目において環境基準に適合しました。

今後も継続的に、ばい煙発生施設を設置している工場等への調査や、廃棄物等の野焼き防止など、積極的に大気汚染防止に努めていきます。

（2）大気汚染に係る環境基準

（昭和48年5月8日環庁告第25号・平成8年10月25日環庁告第73号改正）

物質名 （ ）内告示年月日	環境基準		備考
	環境上の条件	適用除外	
二酸化硫黄（SO_2） （昭48.5.16）	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域	
浮遊粒子状物質（SPM） （昭48.5.8）	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m^3以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m^3以下であること。	同　上	浮遊粒子状物質とはその粒径が10μm以下の大気中の浮遊粉じんを示す。
一酸化炭素（CO） （昭48.5.8）	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同　上	
二酸化窒素（NO_2） （昭53.7.11）	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	同　上	
光化学オキシダント （Ox） （昭48.5.8）	1時間値が0.06ppm以下であること。	同　上	光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄとは、ｵｿﾞﾝ、PAN等の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

（3）測定点・測定項目

測定項目／測定点	二酸化硫黄（SO_2）	浮遊粒子状物質(SPM)	窒素酸化物（$NO+NO_2$）	光化学オキシダント(Ox)	風向・風速
生路コミュニティセンター（昭48.8設置）	○	○			○
東浦町役場（昭49.4設置）		○	○	○	

（注）東浦町役場地内の測定点は愛知県の測定局

（４）各種届出状況

（平成26年3月31日現在：累計）

関係法令 / 施設名	大気汚染防止法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数
ばい煙発生施設	37	102	5	8
粉じん発生施設	12	44	23	94
大気指定工場等	－	－	8	21

（資料：知多県民センター）

（５）測定の状況

①二酸化硫黄（SO_2）

年度変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度 / 測定点	H21	H22	H23	H24	H25
生路コミュニティセンター	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
緒川新田老人憩の家	0.002	—	—	—	—

年間測定結果（平成25年度）

項目 / 測定点	有効測定	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の最高値	環境基準
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	適否
生路ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	363	8,744	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.005	適

二酸化硫黄の経月変化（平成25年度 生路コミュニティセンター月平均値）

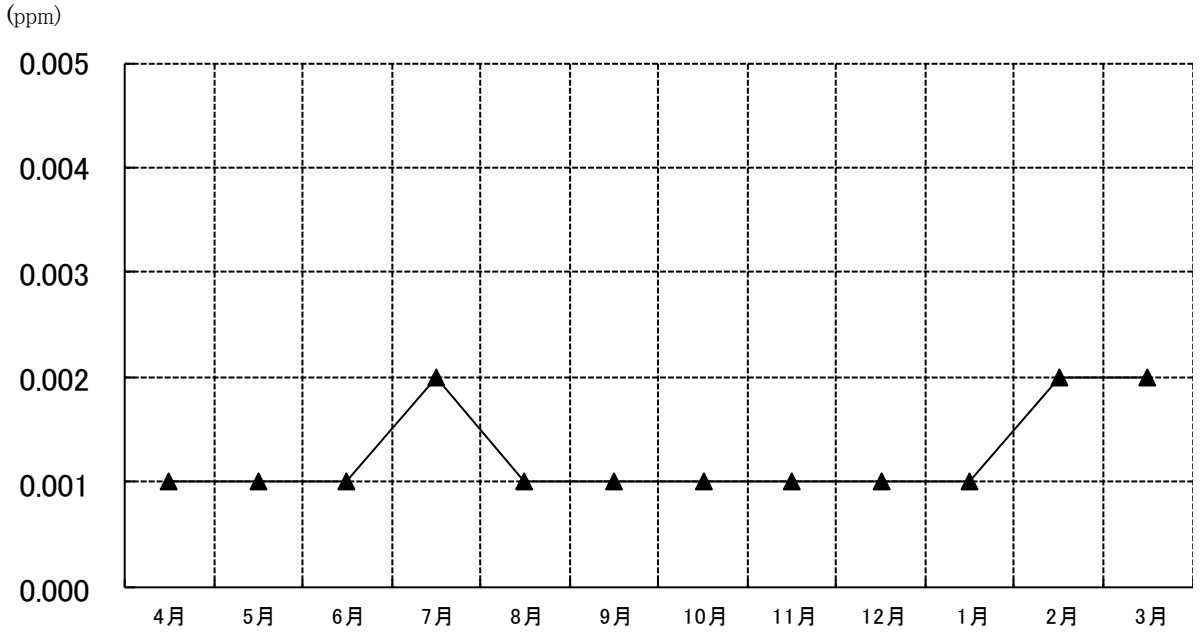

二酸化硫黄の月別測定結果

項目 ＼ 年月			H25									H26		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生路コミュニティセンター	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29
	測定時間	時間	720	744	720	744	744	720	744	720	744	744	672	728
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.011	0.010	0.009	0.009	0.007	0.007	0.010	0.012	0.007	0.013	0.016	0.011
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.005	0.004

②浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

年度変化（年平均値）

（単位：mg/m³）

測定点 ＼ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
生路コミュニティセンター	0.014	0.007	0.009	0.008	0.010
緒川新田老人憩の家	0.005	—	—	—	—
東浦町役場	0.028	0.024	0.025	0.024	0.024

年間測定結果（平成25年度）

測定点 ＼ 項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の最高値	環境基準
	日	時間	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	適否
生路コミュニティセンター	358	8,572	0.010	5	0.1	0	0.0	0.280	0.066	適
東浦町役場	361	8,664	0.024	2	0.0	1	0.3	0.255	0.114	適

浮遊粒子状物資の経月変化（月平均値：mg/㎥）

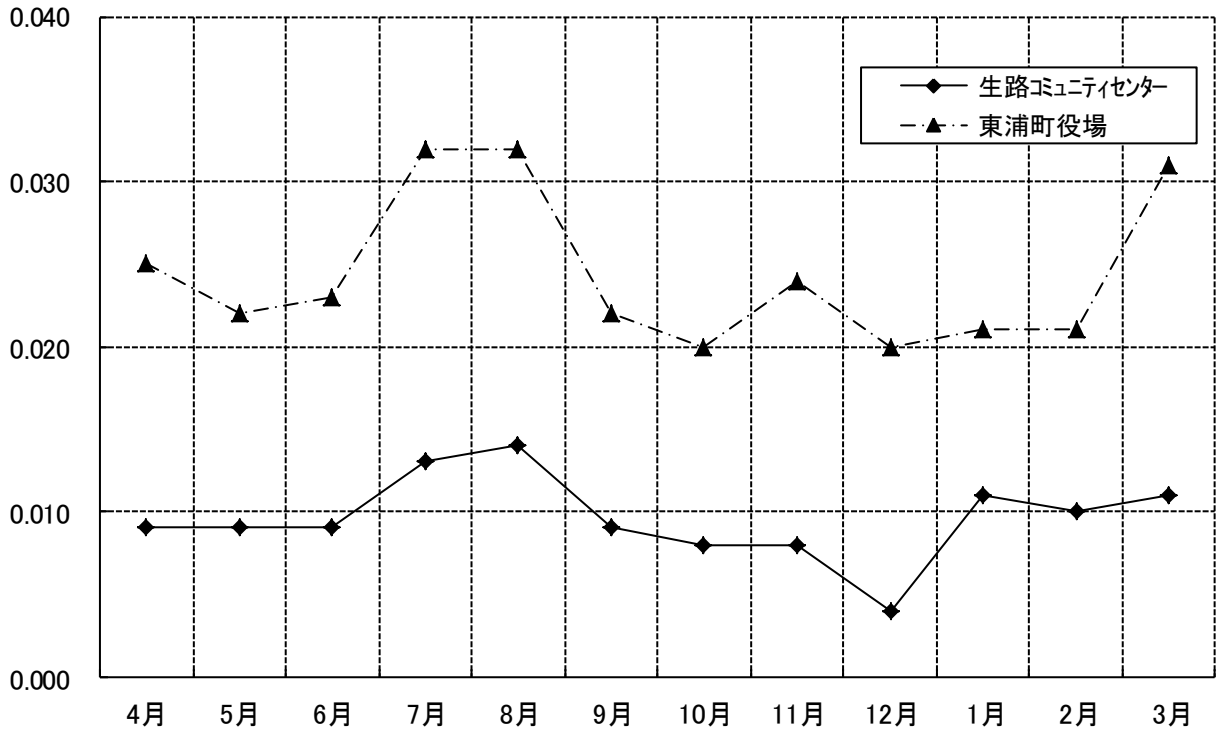

浮遊粒子状物質の月別測定結果

項目 ＼ 年月			H25									H26		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生路コミュニティセンター	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	23	31
	測定時間	時間	720	744	720	744	744	720	744	720	744	716	620	636
	月平均値	mg/m3	0.009	0.009	0.009	0.013	0.014	0.009	0.008	0.008	0.004	0.011	0.010	0.011
	1時間値の最高値	mg/m3	0.080	0.050	0.025	0.055	0.050	0.040	0.060	0.175	0.035	0.280	0.225	0.155
	日平均値の最高値	mg/m3	0.020	0.020	0.016	0.023	0.031	0.023	0.023	0.024	0.014	0.066	0.041	0.040
東浦町役場	有効測定日数	日	30	27	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測定時間	時間	719	669	719	743	742	719	736	719	742	743	670	743
	月平均値	mg/m3	0.025	0.022	0.023	0.032	0.032	0.022	0.020	0.024	0.020	0.021	0.021	0.031
	1時間値の最高値	mg/m3	0.103	0.091	0.078	0.255	0.113	0.092	0.086	0.235	0.075	0.086	0.091	0.186
	日平均値の最高値	mg/m3	0.048	0.045	0.037	0.051	0.066	0.052	0.047	0.061	0.038	0.047	0.057	0.114

③窒素酸化物（ＮＯ＋NO_2）

一酸化窒素（ＮＯ）・二酸化窒素（NO_2）・窒素酸化物の月別測定結果

項目 ＼ 年月				H25									H26		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
東浦町役場	有効測定日数		日	28	31	26	31	31	30	30	30	31	31	28	31
	測定時間		時間	683	732	673	732	732	707	726	709	730	734	661	732
	一酸化窒素	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.003	0.003	0.002	0.003	0.008	0.009	0.011	0.004	0.005
		1時間値の最高値	ppm	0.043	0.032	0.014	0.029	0.027	0.037	0.053	0.081	0.103	0.136	0.077	0.077
		日平均値の最高値	ppm	0.007	0.004	0.003	0.008	0.007	0.014	0.009	0.025	0.036	0.057	0.032	0.023
	二酸化窒素	月平均値	ppm	0.011	0.008	0.008	0.011	0.010	0.011	0.013	0.017	0.017	0.019	0.016	0.018
		1時間値の最高値	ppm	0.042	0.049	0.034	0.044	0.038	0.037	0.039	0.043	0.049	0.053	0.057	0.068
		日平均値の最高値	ppm	0.020	0.026	0.018	0.018	0.016	0.019	0.024	0.026	0.034	0.038	0.032	0.042
		日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窒素酸化物	月平均値	ppm	0.013	0.009	0.009	0.014	0.013	0.013	0.016	0.025	0.027	0.030	0.020	0.023
		1時間値の最高値	ppm	0.085	0.064	0.039	0.069	0.049	0.056	0.065	0.113	0.138	0.177	0.117	0.133
		日平均値の最高値	ppm	0.027	0.030	0.020	0.024	0.022	0.024	0.032	0.050	0.070	0.093	0.064	0.061
		月平均値 $NO_2/(NO+NO_2)$	%	88.3	91.4	90.5	78.8	78.0	82.3	80.2	67.0	65.2	63.4	78.8	80.0

④光化学オキシダント（Ｏｘ）

光化学オキシダントの月別測定結果

項目 ＼ 年月			H25									H26		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
東浦町役場	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	28	31
	昼間測定時間	時間	447	463	447	458	462	446	456	439	462	432	417	463
	昼間の 1 時間値が0.06ppmを超えた日数時間数	日	3	14	7	13	13	9	0	0	0	0	0	3
		時間	9	62	24	57	35	22	0	0	0	0	0	11
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた日数時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の 1 時間値の最高値	ppm	0.068	0.088	0.077	0.102	0.089	0.078	0.048	0.044	0.040	0.039	0.050	0.075
	昼間の日最高 1 時間値の月間平均値	ppm	0.052	0.057	0.054	0.057	0.055	0.049	0.033	0.028	0.029	0.029	0.036	0.044

光化学オキシダントの経月変化（昼間の日最高１時間値の月間平均値）

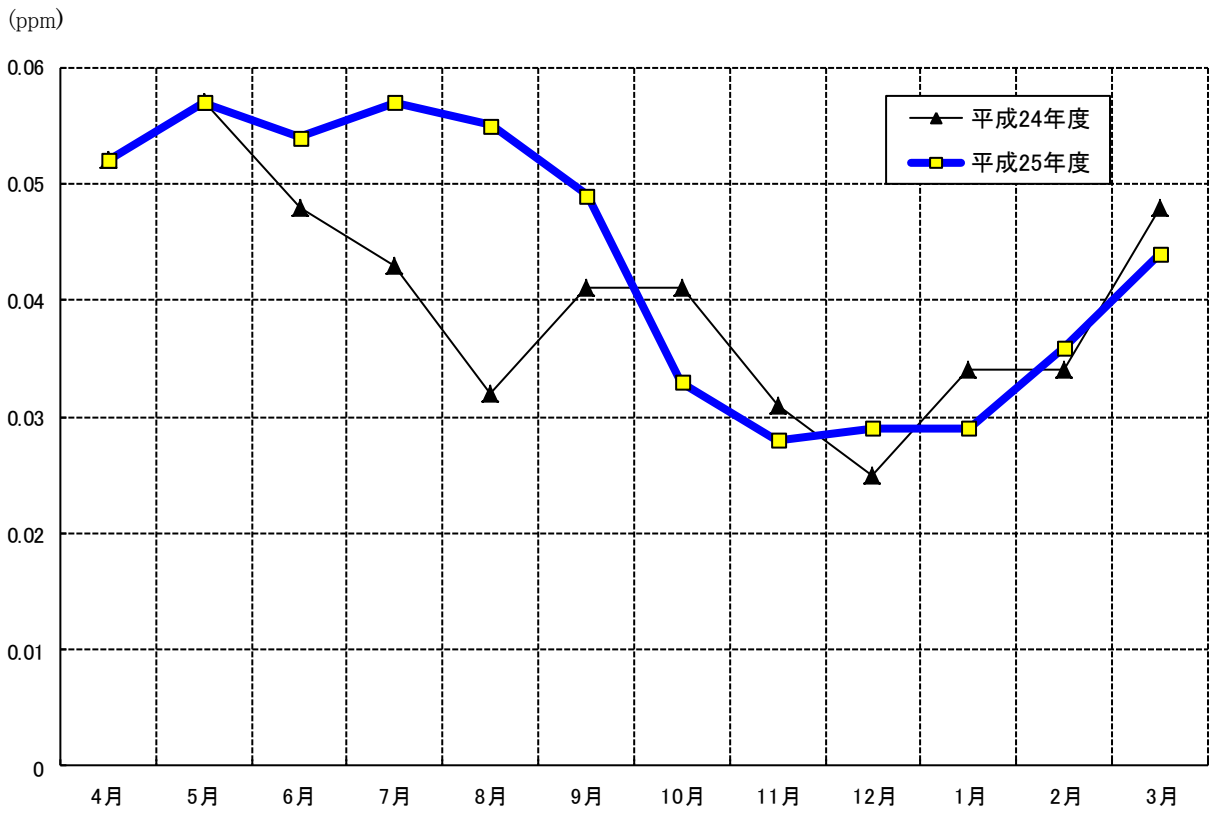

⑤気　象

気象の月別観測結果

項目 ＼ 年月			H25									H26		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生路コミュニティセンター	風向	最多風向	NNW	NNW	S	SSE	NNE	NNE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
		割　合(%)	25.3	21.5	23.8	19.0	19.8	16.8	31.5	26.4	27.8	30.6	42.7	36.6
	風速 m/s	月平均値	3.12	3.0	1.93	2.16	1.98	2.1	2.36	1.96	2.58	2.6	3.51	3.18
		最高値	11.2	9.0	5.9	6.9	6.2	12.0	10.3	8.2	8.5	7.8	8.2	10.1

⑥ダイオキシン類

ダイオキシン類対策として、大気中の濃度を把握するため、平成12年度から平成24年度まで役場敷地内で年４回実施していましたが、大きな変動が見られないため、平成25年度から年２回の調査に変更しています。

（単位：pg－TEQ/m³）

年度	春季	夏季	秋季	冬季	年平均	環境基準値
H21	0.03	0.02	0.03	0.04	0.03	年平均値が0.6以下
H22	0.01	0.03	0.06	0.03	0.03	
H23	0.02	0.01	0.03	0.06	0.03	
H24	0.02	0.01	0.03	0.05	0.03	
H25	－	0.02	－	0.04	0.03	

（注）１　ｐｇ（ピコグラム）：　１兆分の１ｇ

２　TEQ：ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す単位
ダイオキシン類は異性体が多く、毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い「2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン」の量に換算した値として表した毒性当量

３　平均値は、PCDD（ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン）、PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）及びCo-PCB（コプラナーポリ塩化ビフェニル）の値の合計

⑦ばい煙

大気汚染物質の排出抑制のため、発生施設がある工場で調査を実施しています。
測定結果は、１４の工場で公害防止協定の基準に適合しました。

（測定月：平成25年11月）

事業所数	ばいじん（平均値）	窒素酸化物（平均値）	硫黄酸化物（平均値）
１４	＜０．０２８g/m³N	６３．５７ppm	０．０８６g/m³N

３　水質汚濁

（１）水質汚濁の現況

水質汚濁は、炊事・洗濯等の日常生活を営むうえで排出される生活排水や工場・事業所等からの排出により、水質・底質の悪化、悪臭の発生が生じ、有害物質（カドミウム・全シアン等）による水質汚濁が起きると、飲料水や魚介類を通して人体に吸収され、人の健康に被害が生じるおそれがあります。

本町の河川は、須賀川・豆搗川・明徳寺川・岡田川・境川の各水系で衣浦湾へ、また鎌池川から阿久比川へ流入しており、水質汚濁監視のため、河川 15 地点、ため池 32 地点、排水路５地点の計 52 地点で水質調査を実施しています。

今後も水質汚濁の大きな原因となる生活排水対策として、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水による汚れを少しでも減らせるよう啓発に努めるとともに、定期的な河川パトロールを実施し、水質汚濁防止に対処していく方針です。

（２）水質汚濁に係る環境基準　（昭46. 12. 28環庁告第59号・平25. 3. 27環庁告第30号改正）

①人の健康の保護に関する環境基準

項　目	基　準　値	項　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1, 1, 2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1, 3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/ℓ以下
砒　素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ＰＣＢ	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1, 2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1, 1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
ｼｽ-1, 2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下	1, 4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/ℓ以下
1, 1, 1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/ℓ以下		

備　考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

②生活環境の保全に関する環境基準

河　川(湖沼を除く)

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道１級、自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道２級、水産１級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ以上	1000MPN/100ml 以下
B	水道３級、水産２級およびC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN/100ml 以下
C	水産３級、工業用水１級およびD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	－
D	工業用水２級、農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	－
E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	－
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備　考　１　基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）
　　２　農業用利水点については、水素イオン濃度６．０以上７．５以下、溶存酸素量５mg/ℓ以上とする。（湖沼もこれに準ずる）

（注）１ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２ 水　道　１　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水　道　２　級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水　道　３　級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３ 水　産　１　級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産２級および水産３の水産生物用
水　産　２　級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産３級の水産生物用
水　産　３　級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
４ 工業用水１級：沈でん物等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊な浄水操作を行うもの
５ 環　境　保　全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

※町内河川で、環境基準が定められた河川は、境川と鎌池川から流入する阿久比川の２河川であり、類型はＣである。

（3）調査の状況（河川・ため池・排水路）

平成 25 年度の調査結果

地点 No.	地点		測定月	pH	BOD・COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群 (MPN/100mℓ)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全りん (mg/ℓ)
1	河川	石ヶ瀬川	5月	7.4	4.6	12	8.3	1,100,000	0.5未満	5.1	0.12
			11月	7.8	4.0	5	10.3	24,000	0.5未満	6.5	0.18
2		五ヶ村川上流	5月	7.4	4.8	27	6.0	13,000	0.5未満	2.1	0.20
			11月	7.5	3.1	23	8.3	1,300	0.5未満	2.9	0.16
3		五ヶ村川中流	5月	7.3	2.9	23	8.4	1,700	0.5未満	2.1	0.26
			11月	7.5	2.0	26	6.6	1,300	0.5未満	2.9	0.17
4		岡田川上流	5月	7.4	3.8	15	9.2	79,000	0.5未満	1.9	0.14
			11月	9.7	4.8	8	10.2	17,000	0.5未満	7.8	0.26
5		岡田川中流	5月	7.4	4.3	16	9.0	24,000	0.5未満	2.4	0.14
			11月	7.5	9.8	9	11.0	110,000	0.5未満	8.2	0.19
6		岡田川下流	5月	7.3	3.5	42	7.0	22,000	0.5未満	1.8	0.28
			11月	7.3	2.3	22	6.7	14,000	0.6	3.6	0.17
7		境川	5月	7.3	1.6	17	5.5	4,900	0.5未満	1.8	0.30
			11月	7.5	2.6	28	6.2	3,300	0.5未満	2.3	0.16
8		明徳寺川上流西	5月	7.5	2.8	36	8.8	17,000	0.5未満	0.8	0.10
			11月	7.7	3.0	8	10.6	1,400	0.5未満	3.0	0.04
9		明徳寺川上流	5月	7.4	7.2	22	6.7	7,000	0.5未満	3.7	0.17
			11月	7.3	34	19	8.0	22,000	0.5未満	9.3	0.22
10		明徳寺川中流	5月	7.5	4.5	22	8.5	22,000	0.5未満	2.4	0.10
			11月	7.5	3.6	5	8.9	4,600	0.5未満	3.6	0.08
11		明徳寺川下流	5月	7.4	3.4	34	6.8	13,000	0.5未満	2.0	0.12
			11月	7.5	2.0	13	8.1	4,900	0.5未満	3.4	0.13
12		鎌池川	5月	8.9	48	21	8.2	3,100	3.8	2.6	0.21
			11月	8.6	80	53	7.8	330	7.9	4.8	0.40
13		豆搗川	5月	7.6	5.3	18	7.2	49,000	0.5未満	2.5	0.17
			11月	7.5	3.2	5	6.7	130,000	0.5未満	3.7	0.22
14		須賀川	5月	7.4	7.2	45	7.0	17,000	0.5未満	3.0	0.45
			11月	7.1	7.6	11	7.2	28,000	0.6	14	1.80
15		衣浦貯木場水門前	5月	8.0	3.7	24	4.2	490	0.5未満	1.3	0.17
			11月	8.1	1.6	15	4.8	700	0.6	1.1	0.07
16	ため池	大池	5月	7.5	24	72	7.0	170,000	0.5未満	1.5	0.14
17		杉之内池	5月	8.0	10	35	7.8	2,100	0.5未満	0.6	0.12
18		上申ヶ池	5月	7.8	9.9	16	7.2	140	0.5未満	0.9	0.12
19		下申ヶ池	5月	7.7	14	22	7.6	4,900	0.5未満	1.0	0.14
20		一ツ池	5月	7.4	3.8	14	8.0	460	0.5未満	0.3	0.05
21		二ツ池	5月	7.1	6.9	120	7.5	2,800	0.5未満	0.6	0.29
22		砂川池	5月	7.3	2.2	10	8.9	1,300	0.5未満	0.5	0.06
23		緒川新池	5月	8.3	2.9	15	10.3	31,000	0.5未満	0.2	0.06
24		馬池	5月	7.6	13	38	7.6	4,900	0.5未満	1.1	0.18
25		大狭間池	5月	7.6	8.1	24	7.2	1,800	0.5未満	0.7	0.09
26		濁池	5月	8.2	5.5	18	10.1	200	0.5未満	0.4	0.08
27		下鰻池	5月	9.4	21	33	10.2	34	0.5未満	1.4	0.14

28		上鰻池	5月	7.3	18	22	8.1	7,900	0.5未満	0.9	0.16
29		本坪池	5月	6.9	15	10	1.8	11,000	0.5未満	0.7	0.17
30		上ノ池	5月	9.4	13	39	14.5	240	0.5 未満	1.2	0.13
31		雁狭間池	5月	9.1	11	25	9.2	460	0.5 未満	0.8	0.10
32		新左田池	5月	7.8	6.2	26	7.0	700	0.5 未満	0.5	0.06
33		上高根池	5月	7.5	5.5	12	8.2	1,100	0.5 未満	0.3	0.04
34		明治池	5月	7.6	2.8	24	9.8	4,900	0.5 未満	0.5	0.07
35		明覚池	5月	7.7	7.7	21	9.3	2,400	0.5 未満	0.8	0.07
36		新池	5月	7.2	8.9	10	6.6	33,000	0.5 未満	0.6	0.07
37		下三ツ池	5月	7.6	7.8	20	7.8	2,200	0.5 未満	0.6	0.08
38		上三ツ池	5月	7.5	5.0	13	9.3	330	0.5 未満	0.4	0.04
39		菰蓋池	5月	7.8	5.7	26	9.0	220	0.5 未満	0.4	0.07
40		田之助池	5月	8.2	3.9	26	9.2	1,100	0.5 未満	0.3	0.06
41		黒鳥池	5月	7.5	13.0	48	6.9	790	0.5 未満	1.0	0.19
42		飛山池	5月	7.4	5.5	12	7.5	2,300	0.5 未満	0.5	0.04
43		永見池	5月	7.4	9.8	11	6.5	3,300	0.5 未満	0.6	0.05
44		藤仙坊池	5月	7.6	5.8	46	8.8	1,700	0.5 未満	0.5	0.10
45		午池	5月	7.4	13	41	4.4	14,000	0.5 未満	0.7	0.15
46		黒根池	5月	7.5	4.2	13	9.1	3,300	0.5 未満	0.4	0.05
47		新々池	5月	8.3	6.5	24	10.3	79	0.5 未満	0.6	0.08
48	排水路	半ノ木住宅前水路	5月	7.5	2.8	7	7.8	9,400	0.5 未満	－	－
49		森岡駅東水路	5月	7.2	4.8	61	5.5	49,000	0.5 未満	－	－
50		石浜浜新田排水路	5月	7.4	14	12	3.0	24,000	0.7	－	－
51		生路２号排水路	5月	7.2	9.0	16	2.6	140,000	0.5	－	－
52		生路５号排水路	5月	7.6	15	16	6.2	79,000	0.7	－	－

(単位:mg/ℓ)

地点No.	地点		測定月	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
				アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸窒素	
6	河川	境川	5月	0.001未満	不検出	0.005未満	0.01未満	0.005未満	0.0005未満
				不検出	不検出	0.002未満	0.0005未満	0.72	
7		五ヶ村川中流	5月	0.001未満	不検出	0.005未満	0.01未満	0.005未満	0.0005未満
				不検出	不検出	0.002未満	0.0005未満	0.67	
8		明徳寺川上流西	5月	—	不検出	0.005未満	0.01未満	—	—
				—	—	—	—	—	

(単位：pg－TEQ/ℓ)

地点	地点		測定月	ダイオキシン類	水質環境基準
2	河川	五ヶ村川上流	11月	1.5	1以下

※調査地点の周辺は、田畑などの農業用地が多く、農薬や汚泥肥料を使用した可能性が高いことから、数値に影響が出たものと推測されます。

(注)　1 一級河川（一）：一級河川とは、国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で政令で指定したものにかかわる河川で国土交通大臣が指定したものです。

2 二級河川（二）：二級河川とは、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものかかわる河川で都道府県知事が指定したものです。

3 準用河川（準）：一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものは、準用河川として河川法の二級河に関する一定の規定が準用されます。

4 普通河川（普）：河川法に基づく指定を受けない河川（公共の水流、水面）を一般に総称して普通河川と呼びます。河川法に記述はなく厳密に河川法上の分類はありません。普通河川の管理は市町村が行っています。

水質調査河川位置図（主な河川）

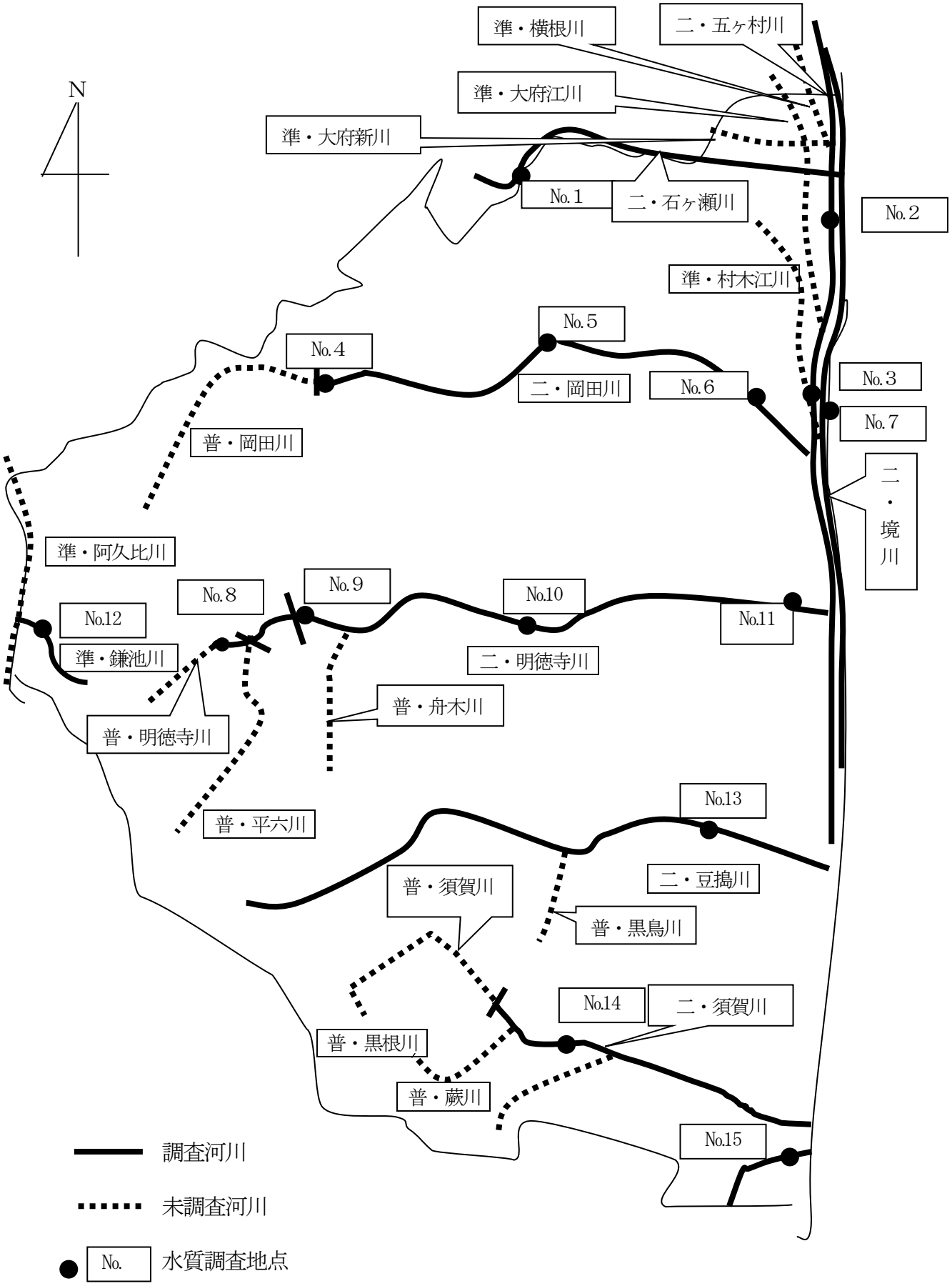

河川ＢＯＤ・ＳＳ・ＤＯ経年変化（年間平均値）

河川名＼項目・年度		ＢＯＤ (mg/ℓ)					ＳＳ (mg/ℓ)					ＤＯ (mg/ℓ)				
		21	22	23	24	25	21	22	23	24	25	21	22	23	24	25
1	石ヶ瀬川	3.3	4.2	2.9	5.3	4.3	5.5	7.5	7.5	5.0	8.5	9.1	9.0	8.8	10.1	9.3
2	岡田川	8.0	15.2	11.5	4.9	4.8	14.5	18.8	11.2	7.2	18.7	8.0	8.0	8.1	11.1	8.9
3	鎌池川	10.3	53.0	13.7	23.1	64.0	10.0	14.5	11.0	28.0	37.0	9.3	7.7	9.7	8.4	8.0
4	明徳寺川	3.1	3.3	4.4	2.3	7.6	9.3	9.3	10.6	10.9	19.9	8.7	8.2	8.6	9.6	8.3
5	豆搗川	4.6	5.5	6.3	2.7	4.3	33.5	13.5	5.5	11.5	11.5	8.8	6.2	6.2	6.8	7.0
6	須賀川	9.1	8.8	6.2	11.7	7.4	15.0	30.5	18.5	20.0	28.0	8.3	7.1	8.1	7.4	7.1
7	五ヶ村川	2.7	3.7	1.9	2.5	3.2	28.3	34.3	19.3	28.8	24.8	5.8	6.7	5.2	6.1	7.3
8	境川	1.6	2.2	1.5	1.3	2.1	7.5	10.0	5.0	9.0	22.5	6.1	5.4	5.8	7.8	5.9

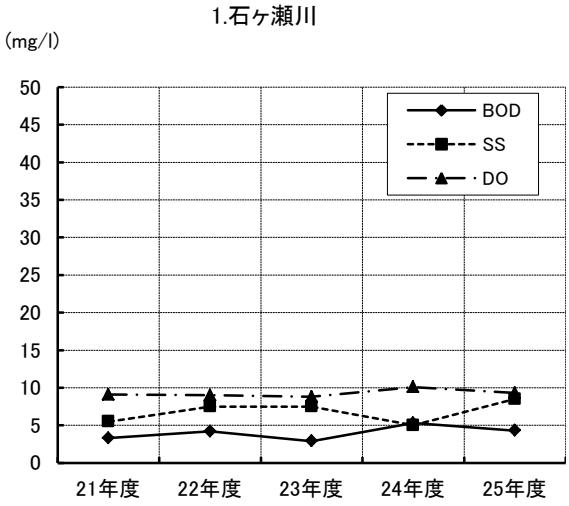

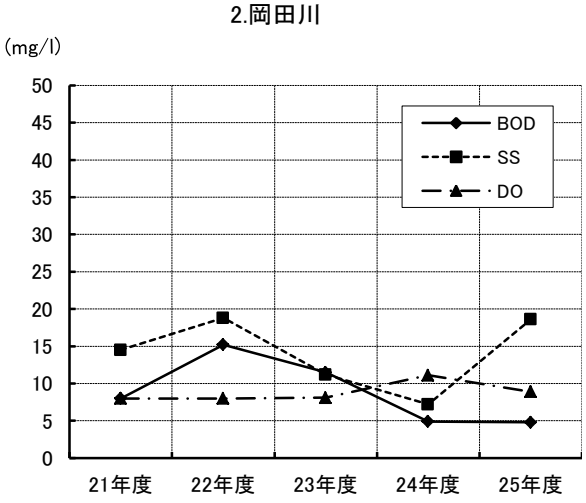

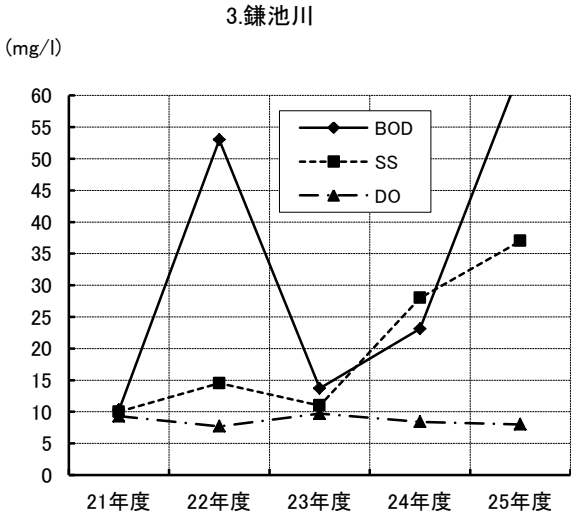

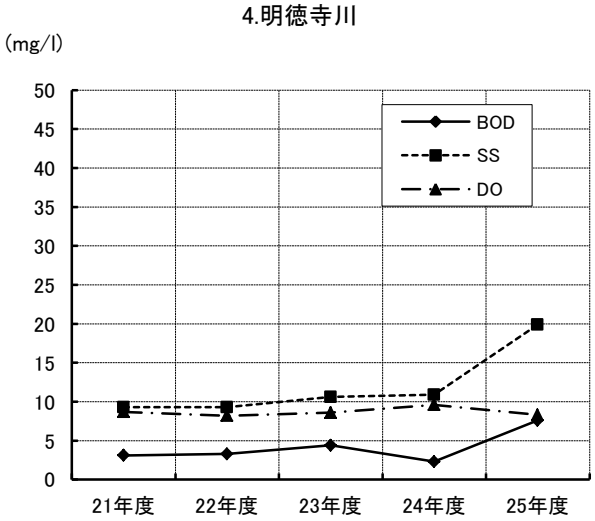

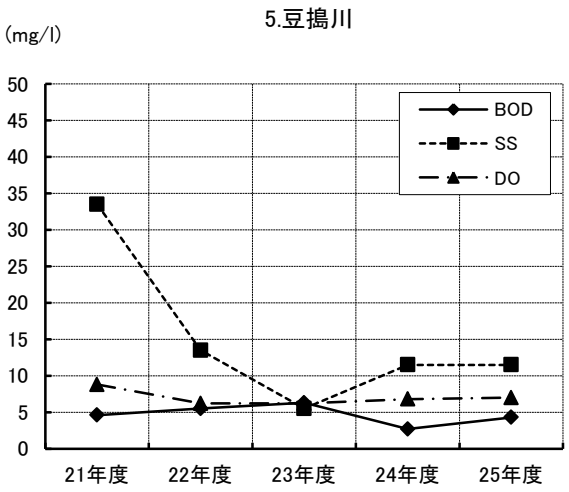
5.豆搗川
(mg/l)
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
BOD
SS
DO
21年度
22年度
23年度
24年度
25年度

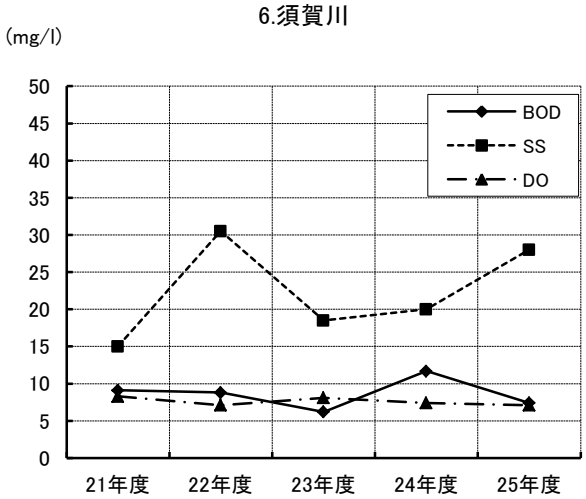
6.須賀川
(mg/l)
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
BOD
SS
DO
21年度
22年度
23年度
24年度
25年度

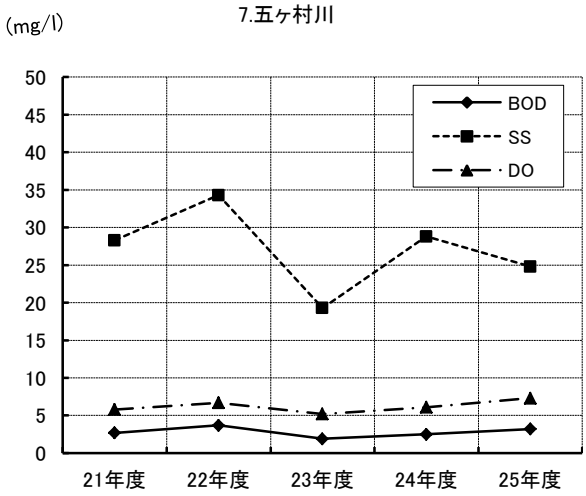
7.五ヶ村川
(mg/l)
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
BOD
SS
DO
21年度
22年度
23年度
24年度
25年度

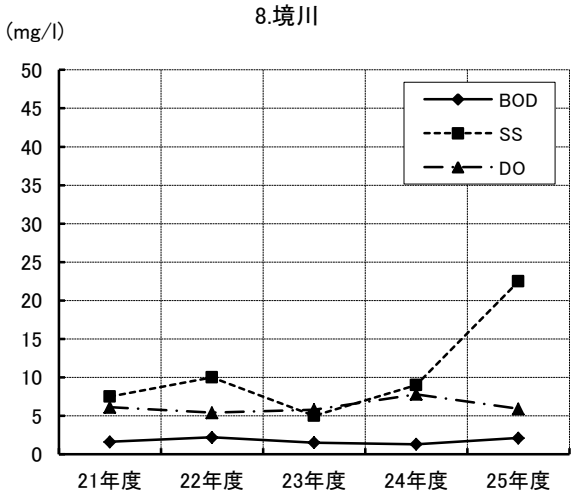
8.境川
(mg/l)
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
BOD
SS
DO
21年度
22年度
23年度
24年度
25年度

（４）生活排水の汚れを知りましょう

下の表は、主な食品の汚れの程度を示しています。

これらの食品をそのまま流した場合、コイやフナなどの魚が棲める水質(BOD 値 5 mg/ℓ程度)にするには、浴槽(300ℓ)に何杯もの水が必要となります。

工場などの排水基準は、その規模によりＢＯＤ値 25～160（日間平均値 20～120）mg/ℓでそれに比べると食品の汚れは非常に大きいと言えます。また、これらの食品には、栄養塩類である窒素やりんが含まれており、三河湾などの 閉鎖性水域（陸地に囲まれ、外海水との水交換が少ない水域）においては、富栄養化による赤潮などの発生の原因となっています。

主な食品の汚れの程度

項目 食品名	汚れぐあい (BOD)	これだけ 捨てたら	必要な 水の量	窒素	りん
みそ汁	31,000mg/ℓ	おわん１杯 (200mℓ)	浴槽4.1杯	2,100mg/ℓ	180mg/ℓ
ラーメンの汁	41,000mg/ℓ	ひとり分 (300mℓ)	浴槽8.2杯	3,500mg/ℓ	140mg/ℓ
米のとぎ汁	900mg/ℓ	2,000mℓ	浴槽1.2杯	33mg/ℓ	24mg/ℓ
ビール	90,000mg/ℓ	コップ１杯 (200mℓ)	浴槽12杯	1,300mg/ℓ	22mg/ℓ
牛乳	120,000mg/ℓ	コップ１杯 (200mℓ)	浴槽16杯	5,900mg/ℓ	930mg/ℓ

４　騒音・振動

（１）騒音・振動の現況

騒音は、各種公害の中でも日常生活に密接したものが多く、発生源も多種多様で、騒音に対する慣れや個人感覚の差異もあり解決を難しくしています。

平成 25 年度の騒音･振動の苦情は 11 件あり、日常の生活騒音、事業所等の機械騒音の苦情がありました。

本町では、自動車騒音の測定を実施し、調査地点で午前８時～９時と午後７時～８時に若干高くなる傾向がありましたが、昼間、夜間とも環境基準に適合しました。

（２）騒　音

①環境基準（平成10年9月30日環告64 ・平成24年3月30日環告54改正）　（単位：dB）

<table>
<tr><th rowspan="3">類型</th><th rowspan="3">該当地域</th><th colspan="5">基準値</th></tr>
<tr><th colspan="2">一般地域</th><th colspan="3">道路に面する地域</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th><th>地域区分</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td>A</td><td>第１種低層住居専用地域
第２種低層住居専用地域
第１種中高層住居専用地域
第２種中高層住居専用地域</td><td rowspan="2">５５
以下</td><td rowspan="2">４５
以下</td><td>２車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td>６０
以下</td><td>５５
以下</td></tr>
<tr><td>B</td><td>第１種住居地域
第２種住居地域
準住居地域
都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td><td>２車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td rowspan="2">６５
以下</td><td rowspan="2">６０
以下</td></tr>
<tr><td>C</td><td>近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域</td><td>６０
以下</td><td>５０
以下</td><td>車線を有する道路に面する地域</td></tr>
</table>

(注)時間区分:昼間… 午前６時～午後１０時　夜間… 午後１０時～翌日午前６時

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、特例として次の基準が定められています。　（単位：dB）

昼　間	夜　間
７０以下	６５以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内に透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）によることができる。	

②自動車騒音調査の状況（緒川字東栄町地内）　（単位：dB）

昼　間	６８	夜　間	６４

※測定月 平成26年１月

③特定工場の騒音規制基準値

騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの　　（単位：dB）

地域の区分 ＼ 時間の区分		昼 間	朝 夕	夜 間
騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例	午前 8時～ 午後 7時	午前 6時～ 午前 8時 午後 7時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌日の 午前 6時
第１種区	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域	４５	４０	４０
第２種区	第１種住居地域、第２種住居地域 準住居地域	５０	４５	４０
第３種区	近隣商業地域、　商業地域 準工業地域	６５	６０	５０
	市街化調整区域	６０	５５	５０
第４種区	工業地域	７０	６５	６０
	工業専用地域	７５	７５	７０
	その他の地域	６０	５５	５０

（注）１　次の【　】の施設の敷地の周囲50mの区域（１種低住、１種中住、２種低住、２種中住、１種住居、２種住居、準住居は除く）の規制基準は上表の値から５dB減ずる。

【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム】

２　１種低住、１種中住、２種低住、２種中住、１種住居、２種住居、又は、準住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上表の値から５dB減ずる。

④騒音の大きさと人体に対する影響

（単位：dB）

区分 ＼ 音の大きさ	音の大きさの目安	人体に対する影響
４０	・図書館の中 ・静かな住宅地の昼	・睡眠が妨げられる ・病気の時寝ていられない
５０	・静かな事務所の中	・落ち着かない ・勉強ができない
６０	・静かな乗用車 ・普通の会話	・食欲が減退する ・会話のじゃまになる
７０	・騒々しい事務所の中 ・騒々しい街頭	・血圧が上昇する
８０	・地下鉄の車内	・気持ちをいらいらさせる ・疲労の原因となる
９０	・騒々しい工場の中 ・カラオケ店内	・消化不良となる
１００	・電車が通る時のガード下	・長時間さらされると難聴になる
１２０	・飛行機のエンジンの近く	・短時間でも一時難聴になる

⑤特定施設関係各種届出状況

騒音規制法　（平成26年3月31日現在の累計）

区分 施設の種類	特定工場等総数	特定施設等総数
金属加工機械	５０	６１０
圧縮機等	７０	８９８
土石用破砕機等	７	２９
織機	２１１	１５，６３２
建設用資材製造機械	４	４
木材加工機械	１３	１１３
印刷機械	２	２０
合成樹脂用射出成形機	１４	１０９
鋳型造形機	２	１３
計	３７３	１７，４２８

県民の生活環境の保全等に関する条例　（平成26年3月31日現在の累計）

区分 施設の種類	騒音発生施設 設置工場等総数	騒音発生施設総数
金属加工機械	１０	６６
圧縮機等	５９	３００
土石用破砕機等	２	８
合成樹脂用射出成形機	１	９
ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ及びｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ	１７	３３
送風機及び排風機	４２	３３７
走行クレーン	３	１８
真空ポンプ	１	７
計	１３５	７７８

⑥特定建設作業関係各種届出状況

騒音規制法　（平成 25 年度）

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	１５
さく岩機を使用する作業	７２
空気圧縮機を使用する作業	２９
コンクリートプラント等を設けて行う作業	３
バックホウを使用する作業	９７
トラクターショベルを使用する作業	９
ブルドーザーを使用する作業	２０
計	２４５

県民の生活環境の保全等に関する条例　（平成25年度）

作業の種類	届出件数
建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	１４
コンクリートミキサー等を使用する作業	７３
コンクリートカッターを使用する作業	９３
ブルドーザー等を使用する作業	１７３
ロードローラー等を使用する作業	１３２
計	４８５

（3）振　動

①特定工場の振動規制基準値

振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの　　（単位：dB）

地域の区分 ＼ 時間の区分		昼　間	夜　間
振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例	午前7時～午後8時	午後8時～翌日の午前7時
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域	６０	５５
	第１種住居地域、第２種住居地域 準住居地域	６５	５５
第２種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域	６５	６０
	工業地域	７０	６５
	工業専用地域	７５	７０
	その他の地域	６５	６０

（注）１　次の【　】の施設の敷地の周囲50mの区域（工業、工業専用地域のみ対象）の規制基準は上の表の値から５dB減ずる。【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム】

２　１種低住、１種中住、１種住居、２種低住、２種中住、２種住居又は準住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上の表の値から５dBを減ずる。

②振動の大きさと人体に対する影響

デシベル（dB）	震度階級	振動の目安	人体に対する影響
～55	０（無感）	人体に感じない程度	睡眠影響はほとんどない
55～65	１（微震）	静止している人だけに感じる	振動を感じ始める
65～75	２（軽震）	大勢の人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く	眠っている人の中には目を覚ます人もいる
75～85	３（弱震）	家屋が激しく揺れ、障子がガタガタと音を立てる	眠っている人の大半が目を覚ます
85～95	４（中震）	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる	歩いている人の全てが揺れを感じ、行動に支障を感じる

③特定施設関係各種届出状況

振動規制法　　（平成26年3月31日現在の累計）

区分 施設の種類	特定工場等総数	特定施設総数
金属加工機械	５１	５１８
圧縮機	６２	５４６
破砕機等	８	３２
織機	１６０	１０，７９１
木材加工機械	１	２
印刷機械	３	１７
合成樹脂用射出成形機	８	１１６
鋳型造型機	３	１５
計	２９６	１２，０３７

県民の生活環境の保全等に関する条例　　（平成26年3月31日現在の累計）

区分 施設の種類	振動発生施設 設置工場等総数	振動発生施設総数
金属加工機械	４	４７
圧縮機等	４８	２４７
土石用破砕機	１	１
合成樹脂用射出成形機	１	１０
ディーゼルエンジン	１１	２６
送風機等	４９	４２６
計	１１４	７５７

④特定建設作業関係各種届出状況

振動規制法　　（平成25年度）

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	１７
舗装版破砕機を使用する作業	１２
ブレーカーを使用する作業	６９
計	９８

５　悪　臭

（１）悪臭の現況

悪臭は、人に不快感を与える感覚公害の一つです。慣れたにおいでも悪臭と感じる場合があったり、良いにおいでも濃度や持続時間によっては不快に感じることがあります。

平成 25 年度の悪臭苦情は 11 件ありましたが、苦情の発生源が対策を講じてもすべての臭いを除去することが難しいことや、悪臭を感じる人間の嗅覚は、個人差があることから悪臭苦情の解決をより困難なものにしています。

本町では、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出により、悪臭状況を把握するとともに、各事業所等に対し、悪臭原因物の発生を抑えるよう指導しています。

（２）規制基準

①臭気指数の規制基準値

敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第４条第２項第１号）

規制地域の区分	第1種地域 （主に市街化区域）	第2種地域 （中間の区域）	第3種地域 （主に調整区域）
臭気指数	１２	１５	１８

②臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となる臭いのついた空気や水を臭いが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数 ＝「臭気濃度」から次式により算定します。

「臭気指数」＝１０×log10（臭気濃度）

＜計算例＞

問題となる臭いを100倍まで希釈して臭いを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

10×log10（100）＝　20

臭気指数は、20

※参　考

臭気指数１０　　＝　ほとんどの人が気にならない臭気の状態

臭気指数１２～１５＝　気をつければ分かる臭い（希釈倍率１６～３２倍）

臭気指数１８～２１＝　らくに感知できる臭い（希釈倍率６３～１２６倍）

③悪臭関係工場等の届出状況

（平成25年度）

業　　種	届出件数
畜 産 農 業	
イ　豚房施設（豚房の総面積が50㎡以上のもの）	4
ロ　牛房施設（牛房の総面積が200㎡以上のもの）	１９
ハ　鶏を3,000羽以上飼育するもの	4
飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するもの）	1
鋳物製造業（シェルモールド法によるもの）	1
し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）	1
ご み 処 理 場	3
計	３３

６　地盤沈下

（１）地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因となって引き起こされます。

地下水位の低下と地盤の沈下は密接な関係にあるため、地盤沈下の予測手段として地下水位の変動状況の把握が重要となっており、愛知県からの委託を受けて東部知多浄化センターで毎月１回の水位観測を実施しています。その結果によれば、降水量、揚水量等の影響による変動はみられるものの、ほぼ安定しています。

また、愛知県が水準点測量を実施しており、その水準点の変動状況からは、経年的な地盤沈下の傾向は見られません。

（２）地下水位観測結果

（単位：m）

測定場所	区分	月／年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	変動幅
東部知多浄化センター（森岡字三洲道四一）	L	H24	13.36	13.15	13.13	13.27	13.35	13.80	13.77	13.52	13.60	13.30	13.16	13.34	13.40	0.67
		H25	13.15	13.00	12.88	13.16	13.35	13.66	13.20	13.18	13.10	12.60	13.10	12.90	13.11	1.06
	H 固定点標高 T.p.m5.41	H24	-7.95	-7.74	-7.72	-7.86	-7.94	-8.39	-8.36	-8.11	-8.19	-7.89	-7.75	-7.93	-7.99	0.67
		H25	-7.74	-7.59	-7.47	-7.75	-7.94	-8.25	-7.79	-7.77	-7.69	-7.19	-7.69	-7.49	-7.70	1.06

（注）　L：固定点から地下水面までの距離

H：地下水位（基準面からの高さ）・・・固定点標高により（T．p．m）に換算

（３）水準点測量調査結果

（単位：m）

番　号	区分	住　　所	平成17年度	平成20年度	平成24年度
11138	国	森岡字取手124-1	2.7918	2.7810	2.7810
A-169	愛	緒川字屋敷二区58-1	2.3952	2.3953	2.3965
A-409	愛	緒川字平成81	4.4508	4.4515	4.4546
A-170	愛	石浜字芦間44-1	2.9881	2.9879	2.9913
11140	国	生路字浜田1-2	1.1906	1.1734	1.1734
11141	国	藤江字山敷101-2地先	5.8254	5.8125	5.8125

（注）区分：国＝国土地理院、愛＝愛知県

基準点の見直しは、平成20年度から4年ごとに変更

7　公害防止協定

公害防止協定締結の現況

企業の生産活動によって発生する公害を未然に防止する必要から、昭和 48 年から町内企業と「公害防止協定」を締結し、48 社と締結しています。

公害防止協定は、地域住民の安全で快適な生活環境の保全を図るため、企業から排出されるばい煙や排水、騒音などを規制し、必要に応じて企業への立入調査を実施することを申し合わせたものです。

公害防止協定締結企業　（平成26年3月31日現在）

	締結企業名	所 在 地	業　種	締結年月日	備 考
1	㈱NIPPO	森岡字藤後27-2	アスファルト混合物製造販売	昭48. 12. 6	
2	カリモク家具㈱	緒川字申新田二区40-3	木製家具製造業	昭49. 4. 1	平22. 4. 1 刈谷木材工業㈱とカリモク家具販売(㈱)が合併し社名変更
3	㈱岡島パイプ製作所	緒川字葭狭間1-5	鋼管製造販売	昭49. 5. 18	
4	㈲成田鍍金工業所	石浜字なかね4-3	電気亜鉛メッキ業	昭50. 4. 22	
5	積水フィルム㈱ 名古屋工場	緒川字市右原2-2	プラスチック製品の製造販売	昭52. 11. 5	
6	東浦カリモク㈱	藤江字南栄町1-14	木製家具製造業	昭55. 2. 15	
7	名古屋パイプ㈱	藤江字午新田1-2	鋼管製造販売	昭55. 10. 29	
8	㈱LIXIL常滑東工場	藤江字亥子新田1-11	陶磁器・関連物製造	昭55. 10. 29	平23. 4. 1 INAXから社名変更
9	㈲片山ラチス製作所	藤江字亥子新田1-6	紡織機用機械器具・テント等製造販売	昭55. 10. 29	
10	㈱大和電化工業所	藤江字午新田1-4	金属表面処理	昭55. 10. 29	
11	大成工機㈱	藤江字午新田1-3	金属工作機械・治具工具製造販売	昭55. 10. 29	
12	平林工業㈱	藤江字前新田3-18	自動車部品のプレス	昭55. 12. 25	
13	ダイト研磨工業㈲	藤江字前新田3-20	鋳造品の仕上	昭55. 12. 25	

	締結企業名	所 在 地	業　種	締結年月日	備 考
14	長坂産業㈱	藤江字前新田3-19	自動車部品加工	昭55. 12. 25	
15	㈱愛商	藤江字前新田3-15	自動車部品製造	昭55. 12. 25	
16	豊明木工㈱	藤江字皆栄町108	木製家具製造業	昭56.　7. 13	平25. 4. 1 衣浦カリモク㈱と愛知カリモク㈱と豊明木工㈱が合併し、社名変更
17	インセント㈱	森岡字上源吾36-71他	廃棄物処理業	平22.　3. 29	平21. 3. 31 久野不動産廃業により施設を承継
18	日研化学㈱	藤江字南栄町1-76	合成樹脂成型加工	昭61.　8. 18	
19	オオブユニティ㈱	森岡字外新切27-1	廃棄物処理業	昭62.　9.　8	
20	㈾指栄木工所	藤江字亥子新田1-15	建具製造業	昭62. 12.　3	
21	マルシン工業㈱	藤江字午新田1-39	自動車部品加工	昭62. 12.　3	
22	㈲小田工業	藤江字午新田1-12	金属加工業	昭62. 12.　3	
23	碓井鉄工所	藤江字午新田1-35	自動車部品加工	昭63.　6. 29	
24	東部知多衛生組合	森岡字葭野41	一般廃棄物処理	昭63. 12. 15	
25	長谷川鉄工所	藤江字午新田1-36	金属加工業	平 3.　1. 16	
26	愛知製鋼㈱	藤江字南栄町3-12	電子部品製造	平 5.　3. 26	
27	大基建設㈱	石浜字飛山池上51-1	廃棄物処理業	平 9.　2.　3	
28	ﾄｰｴｲ㈱ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	藤江字亥子新田74	廃棄物処理業	平 9.　3. 28	
29	㈱げんき	緒川字北籾谷鐘11-11	廃棄物処理業	平23.　1. 14	平22. 6. 22 ㈱ﾃｨｰｴｽｸﾘｴｲﾄから施設承継
30	㈱ｼﾞｬﾊﾟﾝﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ	緒川字上舟木50	液晶部品製造	平10.　8. 11	平25. 4. 1 ㈱ｿﾆｰﾓﾊﾞｲﾙﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲｳｪｽﾄから社名変更
31	㈱名古屋精密金型	緒川字北鶴根66-5	プラスチック用金型製造	平12.　1. 28	

	締結企業名	所 在 地	業　種	締結年月日	備 考
32	知多カリモク㈱	藤江字南栄町1-15	木製家具部品製造	平14. 4. 1	
33	㈱澤田工業所	緒川字宮戸77-1	自動車部品製造	平14. 4. 8	
34	㈱豊田自動織機 東浦工場	緒川字下婦夫坂1-1	自動車部品製造	平14. 8. 1	
35	㈾都築精機工業所	緒川字宮戸43	自動車部品加工	平15. 6.24	
36	東浦三共㈱	森岡字栄北60-19	自動車部品製造	平16. 6.11	平17.3.1 三共鋼業㈱から承継
37	武田機工㈱ 東浦営業所	森岡字栄北60-15	配管加工業	平17. 2.24	
38	イヅミ工業㈱ 石浜工場	石浜字下子新田18-1	自動車部品製造業	平20. 4. 1	平20.4.1 ㈱豊田自動織機エンジン事業部石浜事業所より設備承継
39	トーエイ㈱ ガラス再商品化施設	藤江字南栄町1-38	廃棄物処理業	平17. 5.19	
40	㈱テクノアサヒ	藤江字午新田1-34	自動車部品加工	平17. 5.19	
41	㈱ティラド 名古屋製作所	藤江字折戸1-7	ラジエーターの製造	平17. 6.17	平17.6.11 東洋ﾗｼﾞｴｰﾀｰ名古屋製作所より社名変更
42	㈱片桐工作所	森岡字栄北60-11	金属精密部品製造	平17. 7. 1	
43	㈱豊田自動織機 森岡事業所	森岡字栄北60-1	自動車部品製造	平17.11. 4	
44	㈱アイキテック	森岡字栄東1-1	自動車部品製造	平18. 7. 3	
45	㈱重機鋼産	緒川字両筋道11-70	廃棄物処理業	平21. 4. 1	
46	㈱トリプルエナジー	緒川字上広狭間30 - 17	廃棄物処理業	平22. 1.28	
47	髙木建設㈱	緒川字地獄谷9 - 3	廃棄物処理業・建設業	平22. 3.29	
48	㈱JA東海グリーン	緒川字葭池44-3	廃棄物処理業	平24. 1. 4	

8　地球温暖化対策事業

住宅用地球温暖化対策機器設置費推進事業

平成 19 年度から 23 年度まで、地球温暖化防止対策の一環として、CO_2 削減や省エネ、経済的で環境にやさしい高効率エネルギーシステム（高効率給湯器）の設置に補助金を交付していました。（家庭用燃料電池システムは、引き続き補助を継続）

また、平成 21 年度からは、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、太陽熱高度利用システムの設置に補助金を交付し環境への負荷の少ない機器の導入を促進しています。

年度別補助の状況　（単位:件）

種　別 ＼ 年　度		H21	H22	H23	H24	H25
太陽光発電システム		１２０	１２７	１４０	１８０	１３６
太陽熱利用システム		１５	２	５	１０	１
太陽熱高度利用システム		０	０	１	２	０
家庭用燃料電池システム（エネファーム）		２	３	１３	３６	１６
高効率エネルギーシステム	CO2冷媒ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯器（エコキュート）	１２２	８６	５９	―	―
	潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）	１６６	１３０	１１５	―	―
	ガスエンジン給湯器（エコウィル）	８	５	２	―	―

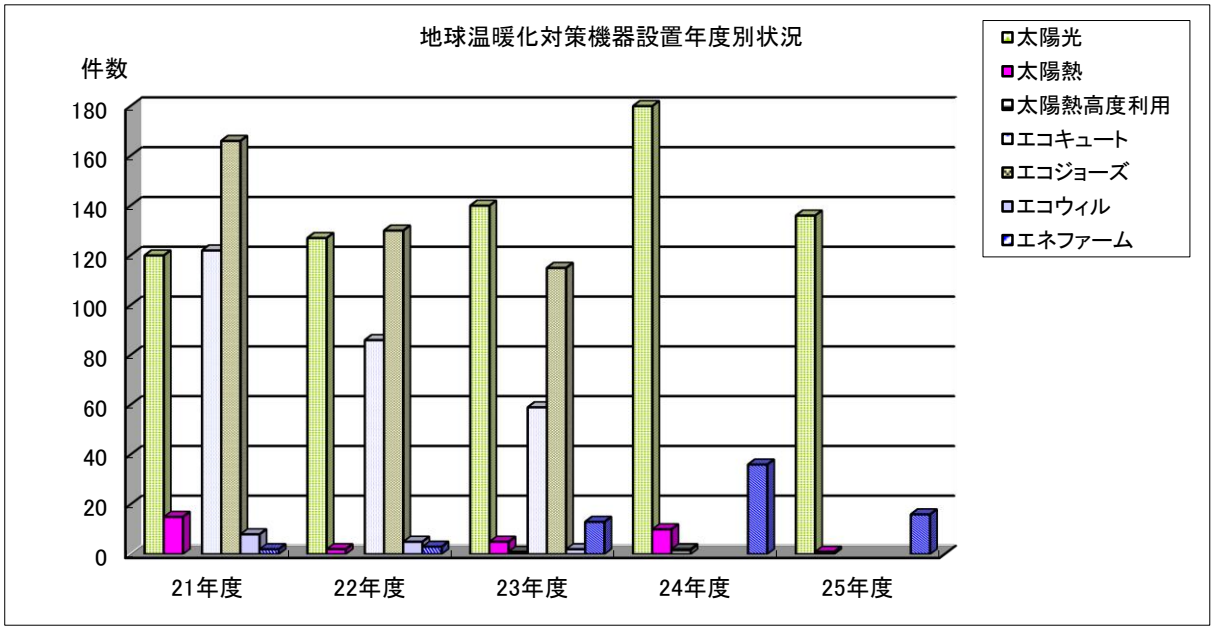

９　環境基本計画の推進

平成９年３月に制定した東浦町の環境を守る基本条例に基づき、「東浦の環境を守る基本計画」を平成 12 年３月に策定し、総合的に環境保全施策を推進するため各種の事業を展開してきました。

平成 23 年４月には、本町の住民意識や産業の変化、都市成長、社会経済動向も変化しつつあることを踏まえて改定し、今後 10 年間における本町の環境行政、住民や事業者のみなさんとの協働による取組の方向性を定めました。

計画に掲げる施策を着実に実効性のあるものとして推進するため､施策の進捗状況を定期的に確認、評価及び改善をし、今後の施策展開を検討します。

■本計画の推進・進行管理の体系

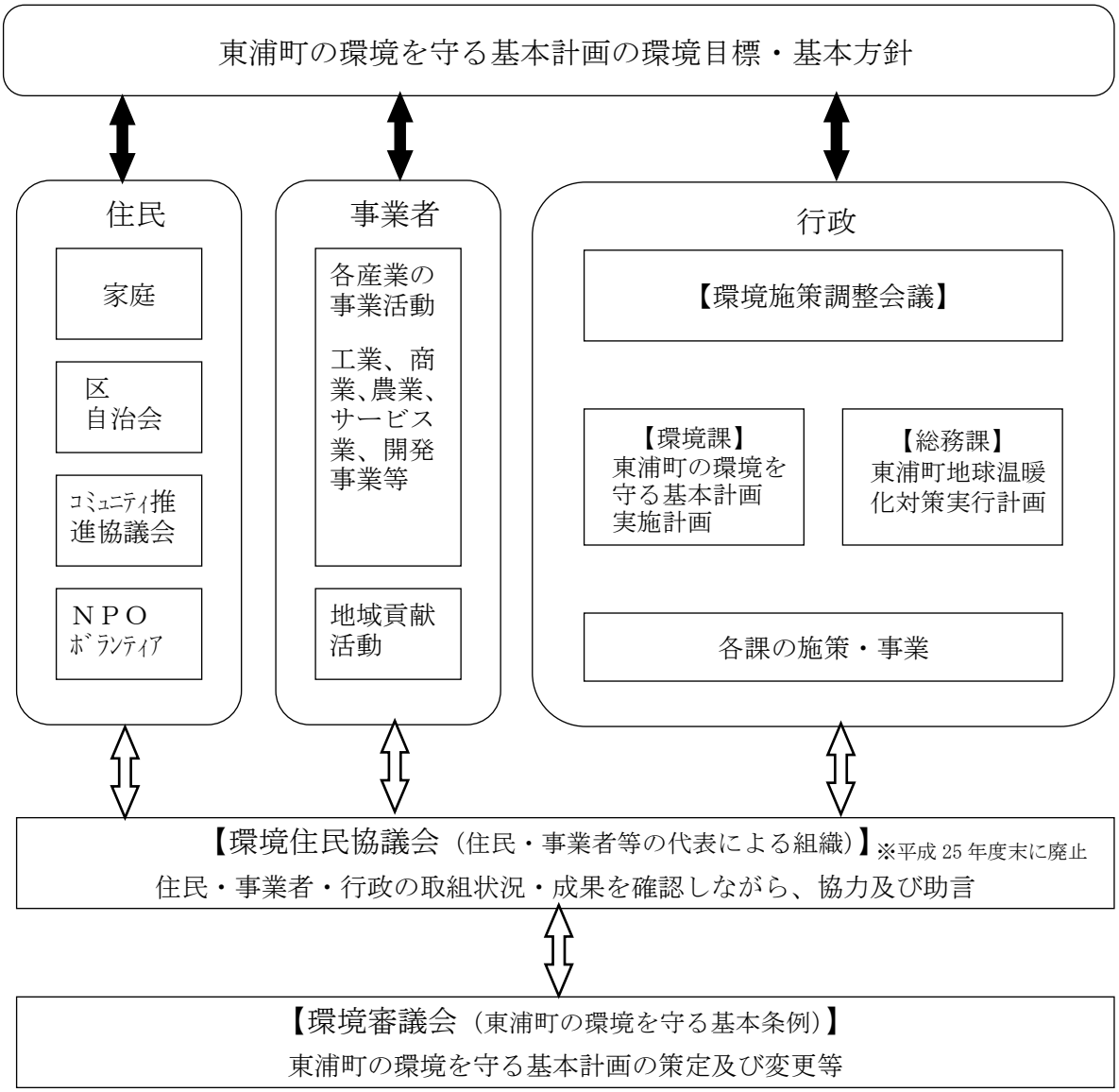

環境基本計画実施計画（抜粋）

1　自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり

1-1 多様な自然を守り育てる

★第5次総合計画の重点関連施策

1-1-1 今ある自然を大切にする

施　策　名	平　成　25　年　度　実　績
保存樹木・保存樹林の指定	保存樹136本 樹林地29,200㎡の指定協定による保全
★ 里山の保全	4団体が里山の維持管理等保全活動を実施（参加人数延べ720名） 竹林部会、水辺部会、竹灯篭の会、生きもの部会
河川・ため池の保全	大池始め28箇所の草刈16,230㎡実施 県営事業にて明治池改修工事着手、平成26年度に引き続き工事中 岡田川、明徳寺川、豆搗川、須賀川において草刈年1回実施

1-1-2 動植物を大切にする

ため池周辺の保全	水辺の自然観察会2回実施（参加者延べ90名） 広報紙で開催PR、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに実施結果公表
生物生息状況の調査	東浦の自然に親しむ観察会6回実施（参加者延べ137名） 広報紙で開催PR(4.5.6.7.10.11月)、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに実施結果公表
外来種対策の推進	9/3外来種対策研修会・10/11外来種対策現地研修会に参加 ため池の外来種駆除について、計画を検討

1-1-3 農地を保全する

★ 農地の効率的利用の推進	55haの利用権等を設定
農産物直売所の活用	2つの直販団体が実施、農業センターの維持管理
地産地消の促進	町民農園89区画貸出し、体験農園11組の参加 H26.1.25調理実習開催（講師：食改）、参加者:体験農園者20名 学校給食（5,026食）、9月に巨峰1回（141kg）を使用 8、9月に保育園給食に巨峰(計248kg)を使用

1-1-4 緑化を推進する（「3-2 地球温暖化対策を推進する」の関連施策）

公園・緑地の整備・維持管理	用地買収、大屋根設計、施設整備工事1.9ha 下記規模の指導要綱に該当する宅地造成事業の申請0件 ・3,000㎡以上5,000㎡未満の開発規模は、150㎡/箇所以上の公園緑地確保 ・5,000㎡以上は、愛知県開発許可技術基準による
★ 公共施設への緑化の推進	樹木の剪定、管理(通年) 文化センター：10月実施、勤労福祉会館：3月実施 ｺﾐｭﾆﾃｨ5地区（森岡・緒川・卯の里・石浜・生路）、藤江公民館：10月～1月実施 各小中学校　樹木の剪定、花壇の管理(随時)
★ 民有地への緑化の促進	生垣設置補助　1件
★ 緑のカーテンの普及	緑のカーテン講習会開催（5月15日参加人数20名） ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで緑のカーテン効果PR 緑のカーテンの実施(6月～10月白ゴーヤ、キュウリ、朝顔等) 役場庁舎、各コミュニティセンター、文化センター、勤労福祉会館 保育園7園、児童館6館、各小中学校
地域における花や緑の増加の促進	新田の公園アダプトプログラム団体に花の苗250本配布

1-2 自然とふれあう空間をつくる

1-2-1 土や緑とふれあう場を創造する

★ 自然環境学習の森の保全	4団体が里山の維持管理等保全活動を実施（参加人数延720名）
緑地の整備	東浦緑地の公衆トイレ設置工事、駐車場、園路路盤工完了 多目的広場芝張り工4,200㎡完了
自然散策路の設定	大藪橋より西へ植栽工事実施約100m
町民農園の整備・管理	4町民農園92区画のうち89区画貸出
住民の農業体験機会の創出	11組31人が体験農園に参加（5月25日～1月25日）　8回
★ 住民による自然観察・体験の推進	東浦の自然に親しむ観察会6回実施（参加者延べ137名） 広報紙で開催PR、開催案内及び結果をﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載 各小学校児童にチラシ配布、各コミュニティセンター等にチラシの掲出

1-2-2 水辺と親しむ場を創造する

施　策　名	平　成　25　年　度　実　績
ため池の親水性の向上	県補助金の状況に合わせ事業内容の見直し検討行った
河川を守る活動の促進	岡田川流域の水質浄化等河川保護の推進について関係地区との協議を実施
河川改修における親水性の向上	須賀川の改修にあたって、多自然型護岸工法の採用を継続
河川やため池周辺の修景	大池始め28箇所の草刈16,230㎡ 明徳寺川堤防於大のみち草刈、樹木の剪定4、6、8、10、1月　5回

1-3 歴史・文化と調和したまちをめざす

1-3-1 地域の個性を活かした環境を形成する

本町の代表的風景の選定・広報	広報紙に“さんぽみち”を掲載し各地区のスポットを紹介(掲載回数5回) 季節にふさわしい景色をﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでPR(ﾄﾋﾟｯｸｽ20回)
公共施設整備における景観配慮の推進	住民が主体となったワークショップを5回開催 景観形成の将来像、基本方針の意見を収集
住民による住環境保全活動の促進	ごみ袋の提供(1,080枚) ごみゼロ運動 23,700枚 ボランティアグループ　5団体

1-3-2 歴史・文化資源を保全・活用する

文化財及び伝統行事の保存	藤江神社八ッ頭舞楽保存会、伊久智神社神楽保存会、東浦五ヶ村虫供養保存会、入海貝塚保存会、村木神社おまんと祭り保存会
ボランティア等による文化財の紹介・活用	ガイドボランティア養成講座を実施(7/2～7/31　各水曜日　　5回コース) 参加者　27名、ガイドボランティア36名
うのはな館(郷土資料館)の管理・運営	春・秋の企画展を開催、講座を開催 4/20～5/26　「あの旅　この旅　巡礼から観光まで」 10/26～12/1 「東浦の神社展」 4講座10教室開催　受講者300名

1-3-3 地域の美化を推進する

ごみのポイ捨て防止の啓発	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでPR 不法投棄禁止看板8枚貸出
ごみゼロ運動や地域の清掃活動の促進	ごみゼロ運動美化活動を支援、5月26日実施、収集ごみ処理(14車) コミュニティ連絡協議会からの助成 広報掲載による実施の周知
ごみのポイ捨てがしにくい空間への改善	(森岡コミ)花壇整備4月～3月　　(緒川コミ)ふれあい花壇花植え5月,11月 (卯の里コミ)親子花壇4月～3月　　(石浜コミ)花いっぱい活動4月～3月 (生路コミ)花の苗配布11月3日　　(藤江コミ)花いっぱい運動6月～11月 常時、環境パトロールによる監視 石浜・緒川のがんばる勉強会に参加し支援
空き地等の管理に対する指導の推進	広報紙2回・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでPR 環境パトロールによる監視 管理されない空き地・空き家所有者に適正な管理を依頼 空き地＝42件(文書20件・面談22件)　対応済み34件 空き家＝12件(文書3件・面談9件)　対応済み9件

2　いのちと健康を大切にする安全のまちづくり

2-1 公害のないまちをめざす

ダイオキシン類発生防止の推進	ばい煙調査(14事業所)
大気状況の調査	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の測定(生路ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ) ダイオキシン類の測定(年2回) 環境基準達成率100%

2-1-2 水質汚濁を防止する

水質状況の調査	河川15箇所(年2回)・ため池32箇所(年1回)・排水路5箇所の水質調査(年1回) H24実績ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ掲載 河川のBOD環境基準達成率　73%
★ 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及促進	汚水管整備　18.7ha(整備率83.2%) 設置費の一部を補助及び広報紙・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等でPR(補助件数　0件)
家庭からの生活排水の汚濁防止	7/30三河湾生活排水ｸﾘｰﾝｷｬﾝﾍﾟｰﾝ実施(ｲｵﾝﾓｰﾙ東浦) 600ｾｯﾄ配布とｱﾝｹｰﾄの実施 ｱﾝｹｰﾄ結果をﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載

2-1-3 騒音・振動を防止する

施　策　名	平　成　25　年　度　実　績
特定施設・特定建設作業の届出及び指導の推進	特定施設届出 32件受理 特定建設作業実施届出 171件受理
騒音状況の調査	自動車騒音測定1月6日～29日実施(緒川字東栄町地内) 環境基準達成率100％

2-1-4 悪臭を防止する

悪臭を排出する事業所の届出・指導の推進	悪臭関係工場棟届出書受理件数33件 薬剤の補助及び薬剤配布（15戸農家78袋）

2-1-5 その他の公害を防止する

土壌汚染・地盤沈下に関する監視・指導	月1回地下水変動状況の調査（東部知多浄化センター）
土壌・地下水変動状況の調査	

3　ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり

3-1 廃棄物の減量と資源化に努める

3-1-1 ごみの発生を抑制する

生ごみのたい肥化促進	処理機、容器購入者へ購入費の一部補助（11件）、せん定枝粉砕機の貸し出し（20件）、段ﾎﾞｰﾙｺﾝﾎﾟｽﾄﾓﾆﾀｰ実施、ｱｽﾊﾟ無料配布（38,595袋）
せん定枝のチップ化促進	せん定枝の資源化　　25㎥

3-1-2 リサイクル・リユースの仕組みを構築する

新たに資源化できる品目の検討	5・9月の自転車等回収時に小型家電製品を回収し、資源として売却 6,879kgを回収
不用品交換の仕組みの検討	5・9月10地区で回収 当日及び産業まつりで無償譲渡 譲渡台数　自転車11台・三輪車5台・ﾍﾞﾋﾞｰｶｰ6台
本のリユースの推進	雑誌　　6月：1,769冊提供　1,616冊譲渡 11月：1,666冊提供　1,662冊譲渡 3月：1,444冊提供　1,416冊譲渡
容器等再利用の推進	イベント時にﾏｲﾊﾞｯｸﾞ・ﾏｲ箸の利用を提案し、産業まつりで実施（11月9・10日）
雨水再利用の促進	産業まつり・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでPR、雨水貯留施設設置　15件 環境配慮指針（事業所編）をホームページでPR

3-1-3 事業系廃棄物の適正処理を促進する

産業廃棄物処理施設に対する監視の推進	県と合同の産廃施設一斉立入指導9社 産業廃棄物処理施設への立入調査　10施設28回
環境監視パトロールの強化	週5日環境パトロールによる監視、不法投棄箇所数694箇所

3-2 地球温暖化対策を推進する

3-2-1 省エネルギーを進める

★	高効率エネルギーシステムの設置促進	家庭用燃料電池システム設置費の補助(16件) 広報紙・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでPR
★	公共交通機関の利用促進	バスの運行（利用者数258,674人） 平成26年4月1日のダイヤ一部改正に向けての検討、準備 バスの乗り方教室を開催 （3/12緒川保育園児90名・3/17藤江保育園児44名が参加） 広報紙・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでPR ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ月 平均利用台数6台
	徒歩や自転車の促進	5・9月　10地区で自転車回収 当日及び産業まつりで無償譲渡 年1回、譲渡台数：自転車11台 9・2月に放置自転車調査実施後、駅前駐輪場の放置自転車回収 資源として281台を売却 第2回放置自転車回収 2月19・20日実施 森岡藤江線始め3路線の整備(510m)

3-2-2 自然エネルギーの導入を推進する

施　策　名	平　成　25　年　度　実　績
★ 住宅用地球温暖化対策機器の設置促進	設置費の一部を補助、補助要綱の変更 広報紙、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでPR 太陽光発電　136件 太陽熱　　1件 太陽熱高度利用0件
公共施設における自然エネルギーの活用	給食センターの屋根に太陽光発電システム(20kW)の設置
	公共施設の建替・改修時に検討

4 住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

4-1 環境学習の充実を図る

4-1-1 環境に関する学習機会を増やす

★ 環境関連講座の充実	出前講座内容の見直し 出前講座実施　生路小学校4年生65名、藤江小学校4年生78名、 片葩小学校4年生103名、5月11日生路公民館(大人10名)
★ 環境学習の充実	(生路コミ)御母衣ダム電力館の視察　11月16日実施　35名 (森岡コミ)(株)富士エコサイクルの視察　6月11日実施　26名
★ 住民による自然観察機会の拡大	東浦の自然に親しむ会観察会6回 広報紙により開催PR、児童へ配布により開催PR 実施結果をﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公表 自然観察活動団体への協力 自然スポットをﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでPR 県と協力して身近な生き物探検隊(明徳寺川)9月14日実施　参加者55名
★ 自然環境学習の森の活用	里山作り講座3回開催 受講者延べ62名

4-1-2 学校における環境教育を推進する

★ 学校の環境教育に対する専門家の派遣	小学生向けストップ温暖化教室への講師派遣 (6/25緒川小4年生80名)
学校と地域の協働による環境活動の推進	東中ボランティア清掃活動　(4/20,6/29,7/31,9/21,2/11) 北中トライアングルクリーン隊の清掃実施　(10/25) 自主活動団体への資材提供等支援 ※企業清掃活動へのゴミ袋の配布 4/13　明徳寺川清掃(北部中、緒川ｺﾐ、商栄会) 5/19　明徳寺川清掃(北部中、PTA　70名)

4-1-3 環境に関する情報を共有化する

環境に関する多様な情報の発信	ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄｽﾀﾝﾄﾞ常設、課窓口でチラシ等閲覧配布 環境に関する最新情報など広報紙に掲載(広報紙掲載58件) 資料の収集(6月環境関連の本の展示)

4-2 住民・事業者の取組を促す

4-2-1 住民や事業者主体の取組を支援する

アダプトプログラムの推進	全登録27件
住民主体の環境保全活動に対する支援	(森岡コミ)花壇整備　4月～3月　(緒川コミ)ふれあい花壇花植え　5月,11月 (卯の里コミ)親子花壇　4月～3月　(石浜コミ)花いっぱい活動　4月～3月 (生路コミ)花の苗配布　11月3日　(藤江コミ)花いっぱい運動　6月～11月 水質簡易キットの提供(110セット)と透視度計の貸出 調査方法の指導と調査報告

4-2-2 地域の環境リーダーを育てる

環境リーダーの養成	DVD貸出し0件、事業内容の見直し
こどもエコクラブの推進	7児童館の継続登録686人、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで参加PR

4-3 町が環境保全行動をけん引する

4-3-1 率先的に環境保全行動を実施する

地球温暖化対策実行計画の推進	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画の実施
公共施設における省エネルギー・自然エネルギーの導入	土木課積算室の個別空調機1基を省エネ型に更新 石浜西保育園の照明器具3台を省エネマーク機器に取替え 緒川児童館の児童クラブ室を省エネ空調機器に取替え 片葩小、緒川小、森岡小の校長会議室を省エネ空調機に取替え 東浦中第2音楽室、北部中会議室に省エネ空調設備を導入

Ⅲ　廃棄物

１　ご　み

（１）東浦町のごみ分別収集等ごみ減量化の変遷

ごみ(廃棄物)とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができず不要になったもので、家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と事業活動に伴って生じる産業廃棄物があります。一般廃棄物は市町村が処理し、産業廃棄物は事業者の責任で処理することとなっています。東浦町は、ごみ処理による環境への影響や最終処分場に限りがあること、さらには資源の枯渇などの諸問題を解決すべく、昭和 54 年からごみの分別・減量化を積極的に進めてきました。

年　月	取　　組　　内　　容
昭和 54 年　６月	資源ごみ分別収集（缶、びん、紙類）月１回：８月から全町実施
昭和 56 年　４月	町指定ごみ袋販売委託開始
平成　３年　４月	資源ごみ分別収集（缶、びん、紙類）月２回
平成　５年 10 月	アスパ無料配布開始（19 年度 12 箇所で配布）
平成　８年 10 月	町指定ごみ袋本格導入
平成　８年 12 月	分別収集品目追加（プラ類のペット）：地区月４回（金属・びん・プラ類と紙布類を交互）回収
平成　９年　４月	東浦町の環境を守る基本条例の制定
平成　９年 10 月	東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の制定
平成 12 年　３月	環境基本計画の策定。町指定ごみ袋作製（大・中・小）
平成 12 年　５月	生ごみ処理機器購入費助成金交付開始（処理機：購入費の 1/2 上限 15,000 円、処理容器：購入費の 1/2 上限 3,000 円）※平成 23 年度から補助金額を変更しました。
平成 12 年 12 月	びん色指定（無色・茶色・その他色）、白色トレイ及びプラスチック製容器包装回収
平成 13 年　４月	家電リサイクル法により４品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコン）を明示
平成 13 年　６月	粗大ごみの有料（戸別）収集開始
平成 15 年 10 月	家庭系パソコンのメーカーによるリサイクル収集開始
平成 16 年 10 月	二輪車（オートバイ、原付自転車）のメーカーによるリサイクル収集開始
平成 17 年　４月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正：資源ごみの所有権を町に帰属
平成 21 年　４月	家電リサイクル法により液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機の追加
平成 21 年　４月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正：粗大ごみの品目を大きさに変更（縦・横又は高さのいずれか一辺が６０ｃｍ以上２ｍ未満）
平成 21 年　４月	ごみの減量、石油資源の節約、ＣＯ2 削減のため、レジ袋有料化開始

年　月	取　　組　　内　　容
平成21年 5月	各地区年１回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（６地区）
平成21年 9月	各地区年１回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（４地区）
平成21年10月	埋め立てごみの減量化のため、陶磁器の拠点回収開始（１３箇所）
平成22年 6月	役場敷地内で資源ごみ(びんを除く)常設ステーションを開設
平成23年 1月	カセットボンベ・スプレー缶・ライターの３種類を危険物として別回収開始
平成24年 5月	自転車・ベビーカー・三輪車回収に小型家電製品を回収品目として追加
平成25年 4月	衣類・ボロきれで２種類に分別していたものを、布類で統一 生きびんに緑色の一升びんを追加

（2） ごみの分け方・出し方

東浦町では、家庭から出るごみを、資源ごみ、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみに大別し、収集及び回収をしています。

資源ごみは、限りある資源の有効利用、最終処分場の延命化、環境保全等のため、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）などの方法で利用可能となるものを回収しています。

① 資源ごみ

品　目	種　　類	例　　示	出　し　方	留意事項
紙　類	新聞紙	新聞紙	・紐で十字に縛る。 ・広告を混ぜない。	・油の染みた紙、内側が銀色の紙パック、ファックス紙、感熱紙などは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。
	雑誌・広告	週刊誌、月刊誌、教科書、ノート、事務用紙、広告	・紐で十字に縛る。	
	段ボール	みかんの空箱などの段のついた紙	・平たく伸ばして紐で縛る。	
	ボール紙	石鹸箱、厚紙、ティッシュペーパーの箱など	・平たく伸ばして紐で縛る。	
	紙パック	牛乳パック、内側がアルミコーティングされてない紙パックなど	・すすいで、開いて紐で縛る。	
布　類	布　類	ズボン、スカート、夏用衣類、ハンカチ、タオル、タオルケット、はぎれなど	・中が見える袋に入れる。	・じゅうたん、レースのカーテンは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。 ・水ぬれ厳禁。
金属類	アルミ	飲料用のアルミ缶、テフロン加工のフライパンなど	・すすいでから出す。 ・スプレー缶は穴をあけて完全にガスを抜く。	・電化製品、自転車は再生できない。
	スチール	飲料用・食料品のスチール缶、スプレーのスチール缶など		
びん類	生きびん	緑色・茶色の一升びん、ビールびん	・キャップを取り、すすいでから出す。	・グラス、ガラス、耐熱ガラスは再生できないので、「もえないごみ」へ出す。
	雑びん	生きびん以外のびん		
陶磁器	陶磁器	茶碗、湯飲み、カップ、植木鉢、花瓶、陶器製びんなど	・公共施設等に設置されている専用回収ボックスに出す。	・衛生陶器（便器）タイル、瓦は再生できない。
プラスチック類	ペットボトル	酒類・しょうゆ・飲料用で識別マーク 1 のついたペットボトル	・キャップ・ラベルを取り、すすいで、つぶしてから出す。	・塩化ビニールのボトルは再生できない。
	白色トレイ	発泡スチロール製食品用白色トレイ	・ラップやラベルははがす。 ・洗って、乾かしてから出す。 ・公共施設等に設置されている回収ボックスに出す。	・色、柄物は「プラスチック製容器包装」へ出す。
	プラスチック製容器包装	シャンプーボトル、卵パック、カップめん容器、色柄トレイ、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロールなど	・汚れをとり、町の指定袋か中の見えるレジ袋等に入れて出す。 ・金属はとる。	・汚れているもの、容器包装以外は「もえるごみ」へ出す。
廃　乾電　池	乾電池	使用済みの乾電池（ボタン電池含む）	・公共施設などに設置されている黄色の回収ボックスへ、そのまま入れる。 ・紙類は入れない。	－

② もえるごみ

品　　目	例　　示	出　し　方	留意事項
生ごみ	魚のアラ、果実の皮、貝殻、野菜くずなど	・指定袋に入れて出す ・紙おむつは汚物を取り除く。 ・生ごみは水をきる。 ・食用油は薬品で固めるか、紙・布にしみこませる。 ・枝は長さ１メートル以内にし、直径30cm以内に縛る。	・指定袋以外で出さない。 ・前日に出さない。 ・袋の口はしっかり縛る。
木くず	木片、枝、草など		
紙くず	ちり紙、紙おむつ、紙コップなど		
プラスチック	プラスチック製容器包装でないもの ＣＤ、ビデオテープ、MD 歯ブラシ、ボールペン ポリバケツ、プラスチックのおもちゃ 汚れがひどいプラスチック製容器包装		
その他	灰、かばん、靴、保冷剤、乾燥剤など		
ふとん	ふとん、じゅうたん、毛布	・たたんで、60cm四方で十字に縛る。	

③ もえないごみ

品　　目	例　　示	出　し　方	留意事項
ガラス	グラス、蛍光灯、電球など	・指定のコンテナに入れる。 ・60cm未満のもの。	・出せる場所は資源ごみステーション。 ・石油ストーブ等は灯油を抜く。 ・刃物は刃の部分をテープなどで保護する。 ・乾電池を使用しているものは、乾電池を抜く。
金属類	傘、包丁、鍋焼きうどんのアルミなど		
小型家電製品(60cm未満で、家電４品目とパソコン以外のもの)	ビデオデッキ、ＣＤラジカセ、扇風機 ファンヒーター、ストーブなど		
その他	多量の乾燥剤、使い捨てカイロ、ライターなど		

④ 粗大ごみ

品　　目	例　　示	出　し　方	留意事項
一辺の長さが60cm以上、２ｍ未満のもの	家具類 照明器具 ガス製品 遊具・楽器 敷物 建具など	※有料で出し方は２種類 ①　東部知多クリーンセンターへ直接搬入 ・10kgまで100円、10kgを超えるごとに100円 ☎46－8855 ②　戸別有料収集 ・　粗大ごみ受付センターへ電話予約（☎0120－530－276） ・　１個1,000円　１回５個まで ・　事前に粗大ごみ処理券の購入が必要	・家電４品目とパソコンは収集していません。 ・戸別有料収集は作業員２名で収集運搬できるもの。

⑤ 自転車等

品　　目	例　　示	出　し　方	留意事項
自転車 三輪車 ベビーカー 小型家電製品（60cm未満で、家電４品目以外のもの）	自転車、三輪車、ベビーカー、パソコン、ビデオデッキ、ＣＤラジカセ、扇風機、ファンヒーター、ストーブなど	・年１回、各地区コミュニティセンター、集会所に出す。	収集時間は、午前９時から12時まで。

⑥ 町で収集しないごみ

品　目	例　　示	出　し　方
家電リサイクル品目	テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 エアコン（室外機含む）	①買い替えの場合、購入店が分かる場合は購入店へリサイクル料金等を支払って依頼。 ②購入店がわからない場合は、郵便局でリサイクル料金を支払い、町許可業者へ処理依頼（運搬料金は別途必要） 【町許可業者】 郵便局でリサイクル料金を支払った後、依頼する。（運搬料金は別途必要） トーエイ㈱　☎83－3880 ㈱西山商店　☎052-692-2393 【リサイクル料金】 ・テレビ（1,785 円～） ・エアコン（2,625 円～） ・冷蔵庫・冷凍庫（3,780 円～） ・洗濯機（2,520 円～） ・衣類乾燥機（2,520 円～） ※大きさと製造メーカーによって料金が異なる。
パソコン	パソコン ・購入時の標準添付品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル）も一緒に回収します。 ・プリンター等の周辺機器、ワープロ専用機、ＰＤＡ（携帯情報端末）は対象となりません。	申込・問合せ先 ・一般社団法人パソコン３Ｒ推進協会 ・ホームページ　http://www.pc3r.jp/ ※年１回、各地区コミュニティセンター、集会所で行う小型家電製品の回収時に出すこともできる。
事業系ごみ	事業所、商店、飲食店、病院、工場などから出たごみ	・事業者自身で処理するか、廃棄物処理業者に依頼する。 ・一般廃棄物（紙くずなどのもえるごみ）は、東部知多クリーンセンターへ搬入が可能。
一時多量ごみ	家庭で、引越し、大掃除、庭木の刈り込みなどで一時的に出た多量ごみ（家財など５点以上ある場合）	・直接、東部知多クリーンセンターへ搬入（有料）するか、廃棄物処理業者へ依頼する。
処理できないごみ	プロパンガスボンベ、消火器、タイヤ、バッテリー、塗料、薬品など	・東部知多クリーンセンターで処理できないため、販売店などに相談する。

（3） ごみの収集日及び回収日

もえるごみは週２回、もえないごみは月２回収集し、資源ごみは種類により月２回ずつ（白色トレイについては週３回）回収しており、各地区の収集日及び回収日は、下記のとおりです。

① ごみの収集日及び回収日

種　別	もえるごみ	もえないごみ	資源ごみ					廃乾電池	粗大ごみ（有料）
			金属・びん・ペット	紙・布	プラスチック容器包装	白色トレイ	陶磁器		
地　区	収集日（毎週）	収集日（毎月）	回収日（毎月）	回収日（毎月）	回収日（毎月）	回収日（毎週）	回収日	収集日	収集日（毎月）
森　岡	月・木	１・３火	１・３火	２・４火	１・３金	月･水･金	２・４水	月末	１・３水
森岡台	月・木	２・４火	２・４火	１・３火	１・３金	月･水･金	２・４水	月末	１・３水
緒　川	月・木	１・３水	１・３水	２・４水	２・４金	月･水･金	２・４水	月末	１・３水
新　田	月・木	２・４金	２・４金	１・３金	１・３水	月･水･金	２・４水	月末	１・３水
東ヶ丘	月・木	１・３金	１・３金	２・４金	１・３水	月･水･金	２・４水	月末	１・３水
石浜東	火・金	２・４月	２・４月	１・３月	２・４木	月･水･金	２・４水	月末	２・４水
石浜中	火・金	２・４水	２・４水	１・３水	１・３木	月･水･金	２・４水	月末	２・４水
石浜西	火・金	１・３月	１・３月	２・４月	２・４木	月･水･金	２・４水	月末	２・４水
生　路	火・金	２・４木	２・４木	１・３木	２・４水	月･水･金	２・４水	月末	２・４水
藤　江	火・金	１・３木	１・３木	２・４木	２・４水	月･水･金	２・４水	月末	２・４水

② ごみの出せる時間

種　類	時　間
もえるごみ	収集日の朝から午前８時まで
もえないごみ	収集日前日のコンテナが出たときから収集日の午前８時まで
資源ごみ	・金属･びん･ペットボトルは、回収コンテナが出たときから回収日の午前８時まで ・紙類・布類は、回収日の朝から回収日の午前８時まで ・トレイは、毎日（常時回収ボックスは設置してあるが、夜間は出さないようにする。） ・陶磁器は、毎日（常時回収コンテナは設置してあるが、夜間は出さないようにする。）
廃乾電池	毎日（施設内は、開館等時間内）
粗大ごみ	・午前８時までに、処理券を貼り付けた状態で玄関先などに出す。 ・東部知多クリーンセンターへ直接持ち込む。
自転車・三輪車ベビーカー、小型家電製品	自転車・三輪車・ベビーカー及び小型家電製品は、年１回　各地区コミュニティセンター、集会所で午前９時から 12 時まで回収

（４）資源ごみ地区別回収日・場所

地区名	回収日		場　　所　（地名前の№は地図番号）		
森　岡	（毎月） １・３火曜日 金属・びん・ペット ２・４火曜日 紙・布 １・３金曜日 プラ製容器包装	（１）	1:大阪屋西	（１４）	24:中町２０－２
		（２）	2:フードセンターカネ平東	（１５）	26:村木神社道路北
		（３）	5:南古新田踏切東	（１６）	27:極楽寺南
		（４）	6:八剣神社北	（１７）	28:杉之池東南
		（５）	7:水野石油店東	（１８）	29:森岡保育園西
		（６）	8:開眼寺	（１９）	30:森岡前田公園北
		（７）	10:一色畑南	（２０）	32:サンハウス尾張森岡Ⅱ東*
		（８）	11:５番組新池下北	（２１）	33:サンハウス尾張森岡Ⅱ西*
		（９）	13:八百正駐車場東	（２２）	34:臨江寺ふれあい広場北
		（１０）	16:中町６－２２先	（２３）	45:グローバルコート森岡*
		（１１）	19:海印寺東	（２４）	47:新池公園南
		（１２）	20:村木苑東	（２５）	54:山之神
		（１３）	21:中町２６－３		
森岡台	（毎月） １・３火曜日 紙・布 ２・４火曜日 金属・びん・ペット １・３金曜日 プラ製容器包装	（１）	3:祖母懐北公園	（９）	37:オーガニックエコ㈱西
		（２）	5:上割木２５－２０東	（１０）	39:上源吾１２番組
		（３）	6:下今池公園	（１１）	40:上申間１－１２０
		（４）	8:森岡自然公園北	（１２）	42:森の里沈砂池南
		（５）	10:濁池北公園	（１３）	43:下源吾（大府市境）
		（６）	12:大池南公園東	（１４）	48:森岡自然公園南
		（７）	34:二ツ池南	（１５）	52：ｸﾞﾚｲｼｬｽｴｸｽﾌﾟﾚｲｽﾏﾙｾﾞﾝ*
		（８）	35:石ケ瀬古戦場西	（１６）	53:愛三工業㈱寮*
緒　川	（毎月） １・３水曜日 金属・びん・ペット ２・４水曜日 紙・布 ２・４金曜日 プラ製容器包装	（１）	1:天白池ふれあい広場北	（２１）	23:藤和シテイコープ北
		（２）	2:天白６４東	（２２）	24:山の手大橋西
		（３）	②:水野機械北（宝前庵）	（２３）	25:西高岨ふれあい広場
		（４）	4:入海神社北	（２４）	26:上鰻池東
		（５）	5:上家左川５１－３東	（２５）	27:実盛山ふれあい広場前
		（６）	6:水野石油北	（２６）	28:キャッスルハイツ東浦*
		（７）	7:五ヶ村川東（古流作）	（２７）	29:ルミエール*
		（８）	8:ホームセンターコーナン北	（２８）	㉙：相生の松
		（９）	9:北新田３６－２先	（２９）	30:キャッスルハイツ東浦Ⅱ*
		（１０）	10:緒川コミュニティセンター（旧公民館）東	（３０）	31:キャッスルハイツ東浦Ⅳ*
		（１１）	11:緒川小学校北	（３１）	32:サンサン都西
		（１２）	14:緒川保育園北	（３２）	33:相生の丘南公園
		（１３）	15:札木公園北	（３３）	34:相生の丘（北公園）
		（１４）	16:ひだか動物病院駐車場東	（３４）	35：レオパレス
		（１５）	17:ＪＲ緒川駅南	（３５）	36：㈱豊田自動織機緒川寮*
		（１６）	18:佐藤内科クリニック南	（３６）	37：濁池西第1号緑地南
		（１７）	19:サンプラ東浦西*	（３７）	38：濁池西第1号公園東
		（１８）	20:笠松石油西（平成）	（３８）	39:緒川駅東区画整理地内
		（１９）	21:役場南東	（３９）	41：辰新町北
		（２０）	22:給食センター北	（４０）	42:辰新町南
緒川新田	（毎月） １・３金曜日 紙・布類 ２・４金曜日 金属・びん・ペット １・３水曜日 プラ製容器包装	（１）	1:新田米穀店南	（１１）	17:巽ヶ丘ハイツ北
		（２）	①:上米田１１－２８北	（１２）	20:丸山27－1
		（３）	2:西釜池８－１９西	（１３）	22:東浦ガス商会東
		（４）	②:葵ノ荘団地集会所北	（１４）	23:カンナ西
		（５）	3:中釜池４４－４先	（１５）	25:西本坪公園場北
		（６）	10:メゾンすくも南	（１６）	26：西本坪２８－１４
		（７）	13:卯の花公園北	（１７）	28:中本坪14－91西
		（８）	14:ＪＡ新田支店南	（１８）	29:岩月鍼灸院南
		（９）	15:肥後原３７－１南	（１９）	30:上ノ池西
		（１０）	16:新田保育園北	（２０）	32:とち池ふれあい広場北

地区名	回収日		場　　所　（地名前の№は地図番号）		
東ヶ丘	（毎月） １・３金曜日 金属・びん・ペット ２・４金曜日 紙・布 １・３水曜日 プラ製容器包装	（１）	1:東ケ丘集会所	（１３）	23:丸池台１３－１７
		（２）	3:東仙台みどり緑地北西	（１４）	25:丸池台７－１７
		（３）	5:東仙台３２－８東	（１５）	27:高根児童公園
		（４）	6:東仙台３４－１４東	（１６）	28:丸池台１６－１５
		（５）	8:東仙台４６－１０	（１７）	30:上高根台３２－１７
		（６）	9:東仙台４２－１１	（１８）	32:上高根台２８－１７
		（７）	10:高根南公園東	（１９）	35:上高根台２２－１５
		（８）	13:東仙台１８－１２	（２０）	37:上高根台１６－１５
		（９）	14:東仙台１３－１１	（２１）	41:上高根台８５
		（１０）	17:丸池台８０－６	（２２）	44:上高根台８－１５
		（１１）	19:丸池台８０－４	（２３）	46:上高根台１－９
		（１２）	20:丸池台７８－２	（２４）	47:上高根台３５－２
石浜東	（毎月） １・３月曜日 紙・布 ２・４月曜日 金属・びん・ペット ２・４木曜日 プラ製容器包装	（１）	1:石浜コミュニティセンター（旧公民館）	（２９）	44:竹商東
		（２）	2:石浜区民館	（３０）	49:午池分譲入口
		（３）	3:芦間２９－１西	（３１）	50:桜見台４－９
		（４）	4:東中飛翔館東	（３２）	51:桜見台１１－６
		（５）	5:石浜保育園北	（３３）	53:桜見台２１－２２
		（６）	6:廻間６４南	（３４）	55:桜見台２１－１１
		（７）	8:平林公園	（３５）	57:桜見台２６－１５
		（８）	9:鈴木建築西	（３６）	62:フィオーレ西
		（９）	10:玉洞院南東	（３７）	63:中央70(かみね南公園南)
		（１０）	11:子供墓所前	（３８）	64:アットイーズＢ棟北
		（１１）	12:西平地東	（３９）	65:ミリオンベルＩ東*
		（１２）	13:片山南ふれあい広場	（４０）	67:グランドール東
		（１３）	14:川尻１８－１１西	（４１）	68:中央１０－１０先
		（１４）	15:スカイハイム西	（４２）	69:消防石浜分団詰所東
		（１５）	16:明光寺北	（４３）	70:中子新田区画整理地内
		（１６）	17:カネ市ゴム工業北	（４４）	71:ＪＲ石浜駅南
		（１７）	18:シルバー人材センター西	（４５）	72:黒鳥５８－３
		（１８）	19:火の見やぐら	（４６）	73:黒鳥２６－５９
		（１９）	22:グリーンハイツ杉*	（４７）	74:黒鳥２６－７４
		（２０）	23:成田商店南	（４８）	75:エクセルグランデ東浦*
		（２１）	24:いろは製菓西	（４９）	76:川尻５南*
		（２２）	25:町営グラウンド西	（５０）	77:JR石浜駅自転車駐車場横
		（２３）	26:第２リビエール石浜	（５１）	78:緑が丘地内
		（２４）	28:芦間８－１南	（５２）	81：キャッスルハイツ*
		（２５）	39:リビエール石浜*	（５３）	82：マーサ２１*
		（２６）	41:玉洞院西	（５４）	83：㈱豊田自動織機石浜寮*
		（２７）	42:三本松公園	（５５）	84：プリオール東浦*
		（２８）	43:午池西	（５６）	87：セントリリー*
石浜中	（毎月） １・３水曜日 紙・布 ２・４水曜日 金属・びん・ペット １・３木曜日 プラ製容器包装	（１）	1:吹付２－１５８西	（１０）	10:菰蓋１－１３４南
		（２）	2:吹付東公園南西	（１１）	11:白山１－１９南
		（３）	3:吹付東公園北	（１２）	12:桜見台８－１
		（４）	4:吹付２－９９西	（１３）	13:桜見台６－４
		（５）	5:吹付２－５４西	（１４）	14:藤塚公園東
		（６）	6:田之助６－４９東	（１５）	16:菰蓋１－１４９東
		（７）	7:田之助６－１３東	（１６）	17:藤塚１－６３西
		（８）	8:菰蓋１－８６西	（１７）	18:菰蓋１－１１６西
		（９）	9:吹付２－３３西		

地区名	回収日		場　　所　（地名前の№は地図番号）		
石浜西	（毎月） １・３月曜日 金属・びん・ペット ２・４月曜日 紙・布 ２・４木曜日 プラ製容器包装	（１）	1:３街区４棟東	（１９）	35:県営東浦住宅４棟南
		（２）	2:３街区９棟西	（２０）	36:県営東浦住宅５棟南
		（３）	3:３街区８棟東	（２１）	37:県営東浦住宅９棟
		（４）	4:３街区７棟北	（２２）	38:県営東浦住宅10棟
		（５）	5:３街区６棟西	（２３）	39:県営東浦住宅11棟
		（６）	6:３街区５棟東	（２４）	40：南ヶ丘きたこうえん
		（７）	7:３街区４棟西	（２５）	41：南ヶ丘なかこうえん西
		（８）	8:３街区３棟北	（２６）	42：南ヶ丘みなみこうえん東
		（９）	9:３街区２棟北	（２７）	43：南ヶ丘２６－６４
		（１０）	14：2街区13棟北①	（２８）	44：南ヶ丘２６－６７
		（１１）	15：2街区13棟北②	（２９）	45：南ヶ丘２６－７１
		（１２）	26:県営東浦住宅１棟西	（３０）	46:南ヶ丘２６－６３
		（１３）	27:県営東浦住宅８棟東	（３１）	47:南ヶ丘２６－７０
		（１４）	28:県営東浦住宅８棟東	（３２）	48:南ヶ丘みなみこうえん北
		（１５）	29:県営東浦住宅６棟東	（３３）	49：南ヶ丘２６－６９
		（１６）	30:県営東浦住宅２棟北	（３４）	50：南ヶ丘２６－６８
		（１７）	31:県営東浦住宅２棟北	（３５）	51：南ヶ丘なかこうえん南
		（１８）	34:３街区１棟北		
生　路	（毎月） １・３木曜日 紙・布 ２・４木曜日 金属・びん・ペット ２・４水曜日 プラ製容器包装	（１）	1:泉ヶ池西	（１６）	23:前田１１３－１先
		（２）	2:泉ヶ池東	（１７）	25:ジャス東浦東*
		（３）	3:浜田公園	（１８）	26:ジャス東浦西*
		（４）	4:レインボー東浦石浜*	（１９）	27:ピボットマンション池下*
		（５）	5:レインボー東浦*	（２０）	29:大踏切の地蔵前
		（６）	7:丸浜サイジング	（２１）	31:厄松池東
		（７）	8:サンプラ生路*	（２２）	34:花井製作所第６駐車場東
		（８）	9:東午新田３先	（２３）	35:東浦高校東
		（９）	11:山口建築東	（２４）	37西午新田ふれあい広場北
		（１０）	13:坂下１８南	（２５）	38:キャッスルハイツ東浦Ⅲ
		（１１）	15:北若衆稽古部屋	（２６）	39:門田２７－２６
		（１２）	16:生路小学校北東	（２７）	42:コペアヤマソウ*
		（１３）	17:生路コミュニティセンター（旧公民館）	（２８）	46:前田３５－７９（生路前田南公園）
		（１４）	19:門田公園	（２９）	47：前田３５－２２
		（１５）	20:長坂組東		
藤　江	（毎月） １・３木曜日 金属・びん・ペット ２・４木曜日 紙・布 ２・４水曜日 プラ製容器包装	（１）	1:厄松池南	（１８）	33:西之宮３３－１７東
		（２）	4:三丁１－２東	（１９）	34:鈴木組資材置場東
		（３）	5:ふじが丘２４－８	（２０）	38:シャトー雅前
		（４）	7:ふじが丘３１－１１	（２１）	43:前田クリニック南
		（５）	9:ふじが丘３６－１５	（２２）	44:町営藤江住宅西
		（６）	10:西河屋東	（２３）	45:新福工業南
		（７）	13:ふじが丘１１－２３	（２４）	47:荒子８７－１西
		（８）	15:ふじが丘６－２６	（２５）	49:荒子８－１９９
		（９）	17:ふじが丘１－１８	（２６）	52:荒子団地浄化槽隣
		（１０）	20:上廻間２３－１東	（２７）	53:荒子団地北国道沿い
		（１１）	23:上廻間２９-１西	（２８）	101:エルグランデ東浦*
		（１２）	24:前田２９北	（２９）	102:グランコート東浦*
		（１３）	27:上満２４－８北	（３０）	104:キャノンピア東浦*
		（１４）	28:上満１８－４南	（３１）	105:レインボー東浦藤江*
		（１５）	29:藤江公民館駐車場南	（３２）	110:レオパレスムート*
		（１６）	30:須賀川樋門北	（３３）	111:ノビリティマルユウ*
		（１７）	32:ふじが丘２１－１２		

（注）*印のついている回収場所は、入居者専用です。

（５）指定ごみ袋販売所

（６２販売所）　　平成26年３月31日現在

No.	地　　区	販売所名	住　　所	電　　話
1	森　岡	フードセンターカネ平	森岡字新屋敷１	８３－２５４３
2	〃	八百正	森岡字段上１－１	８３－８６２７
3	〃	（株）ドミー東浦店	森岡字前田５５－１	８３－５１４１
4	〃	くすりのアルファ薬局	森岡字下今池３５－９	８４－１８８８
5	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池８－７６	８３－４８９３
6	〃	酒市場本店	森岡字上半ノ木５１－５	８４－１８２６
7	〃	ゲンキー愛知東浦店	森岡字前田５５－１	８２－３３９０
8	〃	ファミリーマート東浦森岡店	森岡字田面９１－１	８２－２０５８
9	〃	ローソン東浦森岡店	森岡字前田３７－１	８５－０３０５
10	〃	サークルＫ東浦森岡店	森岡字新池下３６－１	８２－５８８５
11	緒　川	松華園	緒川字家下１	８３－２３２４
12	〃	福田屋	緒川字竹塚１４－１３	８３－３２６０
13	〃	(資)カネヨセンター	緒川字竹塚１３－４	８３－３３７５
14	〃	(有)タカラヤ	緒川字竹塚１４	８３－４１０１
15	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区９６	８３－２０２８
16	〃	(有)水谷金物店	緒川字下出口２－２	８３－２５０２
17	〃	敷島屋	緒川字屋敷二区６４－１	８３－２３３６
18	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区８	８３－２２３５
19	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区４４－２	８３－２４６９
20	〃	サークルＫ東浦役場前店	緒川字平成５５	８４－５１８８
21	〃	(資)山口屋商店	緒川字家下３－２	８３－２２５６
22	〃	(資)千鳥屋	緒川字竹塚８－４３	８３－３３６７
23	〃	わたや呉服店	緒川字屋敷二区１４３	８３－２２５８
24	〃	パオみよしや東浦店	緒川字南大狭間５６－３	８４－３７１４
25	〃	イオンリテール（株）イオン東浦店	緒川字申新田二区６７－８	８２－２８００
26	〃	ホームセンターコーナン知多東浦店	緒川字北新田８－５	８２－１０６１
27	〃	㈱スギ薬局東浦店	緒川字家下２２－１	８４－５０３１
28	〃	セブンイレブン東浦緒川塩田店	緒川字塩田６８	８４－７３２８
29	〃	役場環境課	緒川字政所２０	８３－３１１１
30	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池１０－６	３４－９９０４
31	〃	リカーショップ林	緒川字上米田１１－３５	８３－６８１３
32	〃	ショップピングマルス東ヶ丘店	緒川字東仙台１	８４－６９８８
33	〃	ローソン東浦知多インター店	緒川字姥池７２－１	８４－５８２１
34	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池５－８	３５－００２９
35	〃	卯ノ里コミュニティセンター	緒川字雁狭間山１１－８	３４－４８２２
36	〃	ｻｰｸﾙK東浦緒川植山店	緒川字植山４３－２	３４－００２７
37	〃	あいち知多農協東浦営農ｾﾝﾀｰ	緒川字鰻池３４－１９	８３－９８８１

No.	地　　区	販売所名	住　　所	電　　話
38	緒川新田	セブンイレブン東浦知多インター店	緒川字上米田２－１１	８４－７５５７
39	石　浜	(有)たからや	石浜字三ッ池４９－１	８３－４６６７
40	〃	サンエツ	石浜字前浜１３	８３－２３７３
41	〃	ショップピングマルス本店	石浜字八ツ針１－２６	８３－７１１２
42	〃	(有)松栄堂アイプラザ店	石浜字菰蓋１－１４３	８３－７２０２
43	〃	サークルＫ東浦石浜店	石浜字行田１８－１	８３－６１７５
44	〃	(有)さかゑ屋	石浜字片山６	８３－２４５５
45	〃	松谷マッサージ治療院	石浜字川尻１７－１０	８３－１００３
46	〃	杉野文具店	石浜字岐路６０－１	８３－５０８３
47	〃	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央１３－１４	８２－２５０１
48	〃	ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ東浦石浜駅西店	石浜字なかね１１－８	８４－７６３４
49	〃	サークルＫ東浦南ヶ丘店	石浜字南ヶ丘１６－１５	８４－８６５１
50	〃	ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ東浦石浜須賀店	石浜字須賀３０－２	８４－７８７７
51	生　路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木１３	８３－３３３９
52	〃	コノミヤ東浦店	生路字池下６１－９	８３－８８１１
53	〃	いくまん呉服店	生路字浜田１６－１	８３－３２０２
54	〃	ウェルシア生路店	生路字池下１１９	８２－５７００
55	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田２４－７	８２－５２０２
56	〃	ファミリーマート東浦ﾊﾞｲﾊﾟｽ店	生路字西午新田８９－３	８２－３６９１
57	藤　江	カネラ新美商店	藤江字須賀１３０	８３－２２０７
58	〃	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪４８－１８	８３－６０６９
59	〃	サンクス東浦駅前店	藤江字大坪１４－１	８４－４７４６
60	〃	大蔵屋	藤江字松本７－２	８３－２４１３
61	〃	ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ東浦藤江店	藤江字荒子８－１７９	８４－８５５１
62	〃	トーエイ㈱	藤江字ヤンチャ２８－１	８３－３８８０

（６）粗大ごみ処理券販売所

（29販売所）　　平成26年３月31日現在

No.	地　　区	販売所名		電　　話
1	森　岡	八百正	森岡字段上１－１	８３－８６２７
2	〃	（株）ドミー東浦店	森岡字前田５５－１	８３－５１４１
3	〃	くすりのアルファ薬局	森岡字下今池３５－９	８４－１８８８
4	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池８－７６	８３－４８９３
5	緒　川	松華園	緒川字家下１	８３－２３２４
6	〃	（資）カネヨセンター	緒川字竹塚１３－４	８３－３３７５
7	〃	(有)タカラヤ	緒川字竹塚１４	８３－４１０１
8	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区９６	８３－２０２８
9	〃	(有)水谷金物店	緒川字下出口２－２	８３－２５０２
10	〃	敷島屋	緒川字屋敷二区６４－１	８３－２３３６
11	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区８	８３－２２３５
12	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区４４－２	８３－２４６９
13	〃	（資）山口屋商店	緒川字家下３－２	８３－２２５６
14	〃	（資）千鳥屋	緒川字竹塚８－４３	８３－３３６７
15	〃	行政サービスコーナー	緒川字申新田弐区６７－８	８２－２９４０
16	〃	役場環境課	緒川字政所２０	８３－３１１１
17	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池１０－６	３４－９９０４
18	〃	リカーショップ林	緒川字上米田１１－３５	８３－６８１３
19	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池５－８	３５－００２９
20	石　浜	サンエツ	石浜字前浜１３	８３－２３７３
21	〃	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央１３－１４	８２－２５０１
22	生　路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木１３	８３－３３３９
23	〃	ファミリーマート東浦ﾊﾞｲﾊﾟｽ店	生路字西午新田８９－３	８２－３６９１
24	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田２４－７	８２－５２０２
25	〃	いくまん呉服店	生路字浜田１６－１	８３－３２０２
26	藤　江	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪４８－１８	８３－６０６９
27	〃	サンクス東浦駅前店	藤江字大坪１４－１	８４－４７４６
28	〃	大蔵屋	藤江字松本７－２	８３－２４１３
29	〃	ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ東浦藤江店	藤江字荒子８－１７９	８４－８５５１

（７） ごみ収集量

① ごみ収集量の年度別変化

東浦町が収集したごみ（一般廃棄物）の総量は、平成21年度から少しずつではありますが、減少傾向にあります。住民一人当たりの年間排出量で比較しますと、平成21年度では約254kg、平成25年度では約244kgであり、この５年間で一人当たり約10kgごみの排出量が減少しました。この結果の要因として考えられるのは、ごみの減量化・資源化のほかに、最近の経済情勢などもあります。

※住民一人当たりの年間排出量＝ごみ収集量÷人口

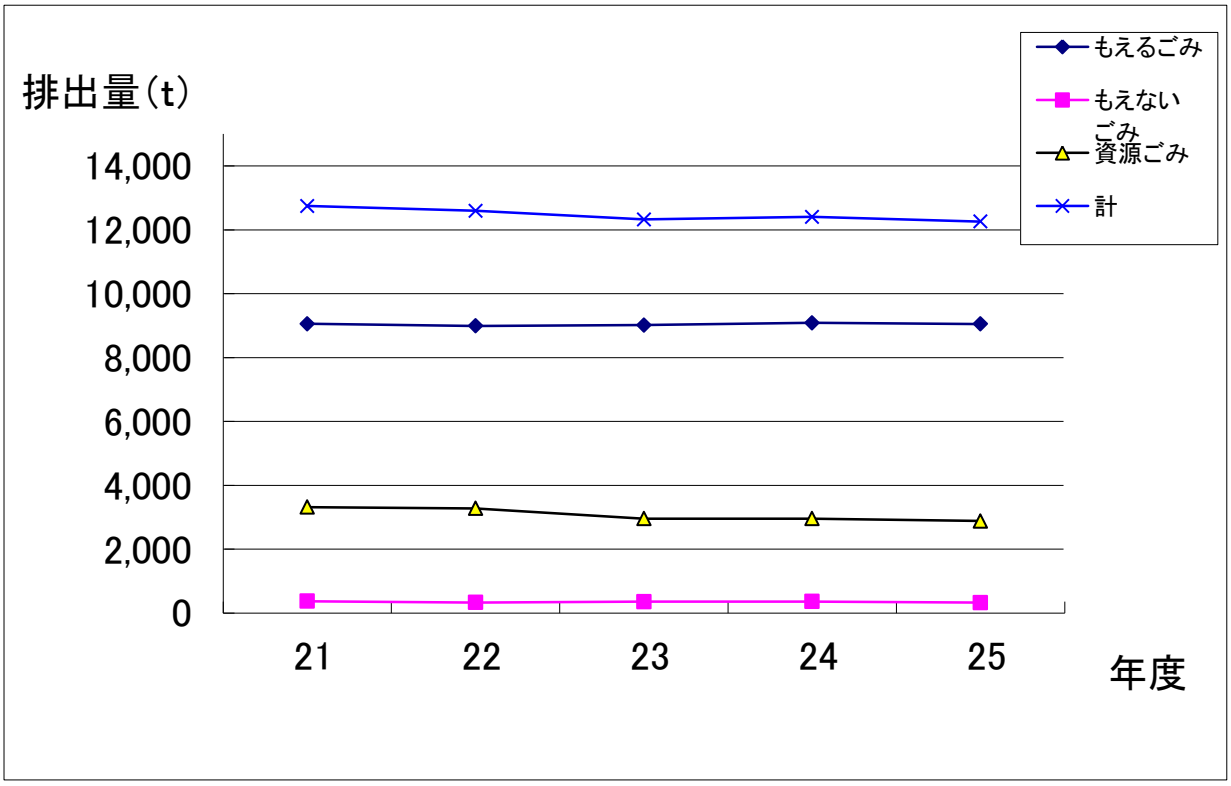

（単位:t）

種類＼年度	21	22	23	24	25
もえるごみ	9,055	8,991	9,018	9,088	9,053
もえないごみ	371	329	354	361	323
資源ごみ	3,319	3,276	2,955	2,958	2,881
計	12,745	12,596	12,327	12,407	12,257
人口（人）	50,171	50,192	50,170	50,149	50,261

（注） 1　もえるごみ・もえないごみは、無料処理分のみ
（東部知多クリーンセンター持込、不法投棄、火災ごみ含む）

（注） 2　人口は、毎年10月1日現在

② ごみ収集量の月別変化（平成25年度）

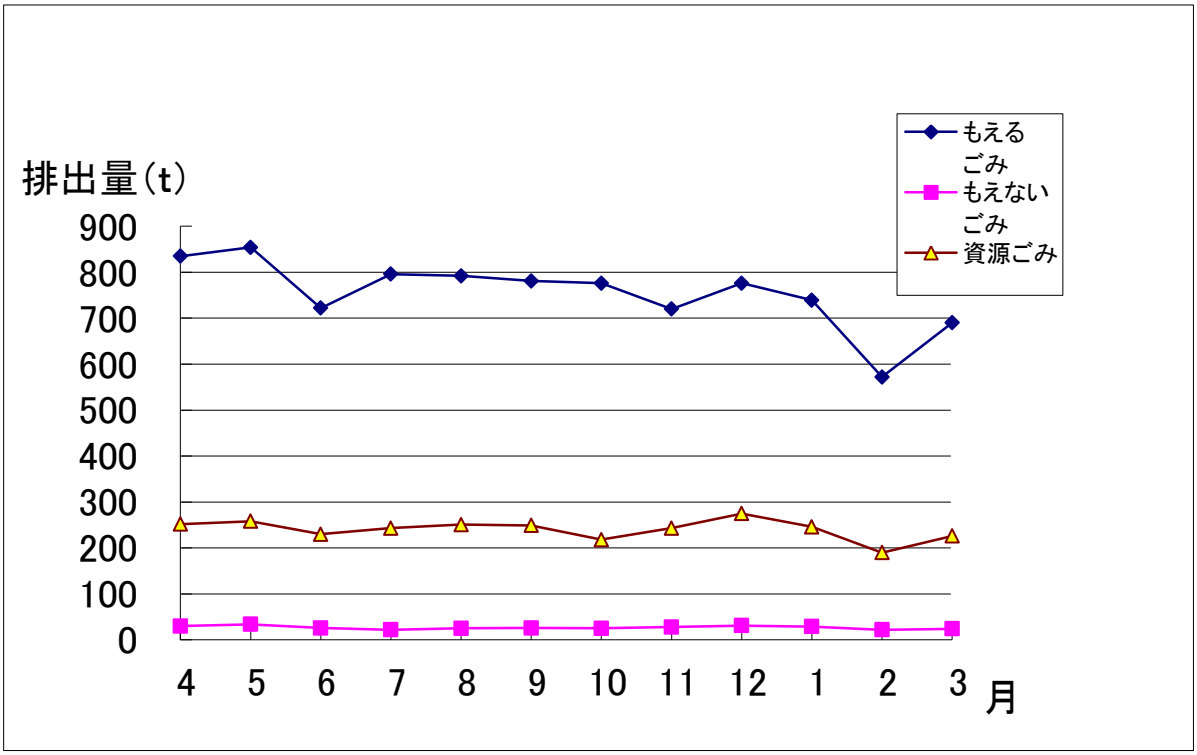

（単位：ｔ）

種類＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
もえるごみ	835	854	722	796	792	781	776	720	776	739	572	690
もえないごみ	30	34	26	22	25	26	25	28	31	29	22	24
資源ごみ	252	258	230	243	251	249	218	243	275	246	190	226

③ ごみの一世帯あたりの収集量及び処理費

（一般＋公用ごみ）

年度＼区分	収集世帯	処理量			一世帯あたりの収集量（ｋｇ）	一世帯あたりの処理費(円)
		もえるごみ（ｔ）	もえないごみ（ｔ）	合計（ｔ）		
２１	18,793	9,055	371	9,426	502	10,260
２２	18,979	8,991	329	9,320	491	7,788
２３	19,153	9,018	354	9,372	489	7,720
２４	19,271	9,088	361	9,449	490	7,598
２５	19,463	9,053	323	9,376	482	8,050

（注）１　収集世帯件数は、各年の10月1日現在

（注）２　一世帯あたりの処理費は、処理に要する経費のみで、収集運搬費は含まれません。

④ 資源ごみ回収量（平成25年度）

（単位：kg）

		森岡	森岡台	緒川	新田	東ヶ丘	石浜東
金属類	アルミ	6,973	4,236	8,596	4,956	7,102	15,310
	スチール	8,854	5,481	12,594	5,761	8,768	14,773
	計	15,827	9,717	21,190	10,717	15,870	30,083
紙布類	新聞紙	68,205	33,803	33,748	23,548	109,865	128,039
	雑誌・広告	58,057	73,122	84,122	52,412	78,432	111,951
	ダンボール	36,324	24,863	34,028	20,353	49,417	65,288
	紙パック	1,940	1,536	1,816	1,381	2,496	3,281
	ボール紙	3,518	9,002	9,332	6,892	4,323	5,428
	布	8,725	5,658	7,313	4,433	12,065	13,620
	計	176,769	147,984	170,359	109,019	256,598	327,607
びん類	一升びん	1,621	1,417	2,789	1,265	1,893	2,561
	ビールびん	594	157	412	167	309	544
	その他のびん	47	0	0	0	76	64
	カレット	34,580	26,250	51,150	23,730	41,080	61,840
	計	36,843	27,824	54,351	25,162	43,359	65,009
プラスチック	ペットボトル	12,233	7,964	15,124	8,524	12,973	26,481
	プラスチック製容器包装	27,670	18,792	37,402	23,282	33,990	41,530
	計	39,903	26,756	52,526	31,806	46,963	68,011
合計		269,342	212,281	298,426	176,704	362,790	490,710

		石浜中	石浜西	生路	藤江	全域	計
金属類	アルミ	3,361	5,486	9,458	10,586	－	76,064
	スチール	4,049	5,970	9,353	9,904	－	85,507
	計	7,410	11,456	18,811	20,490	－	161,571
紙布類	新聞紙	52,975	26,828	81,205	37,998	－	596,214
	雑誌・広告	41,862	62,152	65,807	85,792	－	713,709
	ダンボール	23,814	21,028	44,803	40,948	－	360,866
	紙パック	1,165	1,076	2,301	2,766	－	19,758
	ボール紙	2,493	4,672	3,848	12,382	－	61,890
	布	4,790	5,758	11,883	10,073	－	84,318
	計	127,099	121,514	209,847	189,959	－	1,836,755
びん類	一升びん	582	478	1,938	2,276	－	16,820
	ビールびん	160	184	389	341	－	3,258
	その他のびん	55	0	85	0	－	327
	カレット	14,380	16,970	47,120	42,370	－	359,470
	計	15,177	17,632	49,533	44,987	－	379,875
プラスチック	ペットボトル	5,633	10,854	14,763	16,534	－	131,083
	プラスチック製容器包装	18,650	12,262	44,470	36,782	48,193	343,023
	白色トレイ	－	－	－	－	3,574	3,574
	計	24,283	23,116	59,233	53,316	51,767	477,680
乾電池		－	－	－	－	10,520	10,520
陶磁器		－	－	－	－	14,390	14,390
合計		173,969	173,718	337,424	308,752	76,677	2,880,791

（注）１　プラスチック製容器包装全域欄は役場拠点回収量を表示
（注）２　白色トレイ、乾電池、陶磁器は拠点回収のため町全域の回収量を表示

⑤ 資源ごみ回収量(種類別)年度別変化

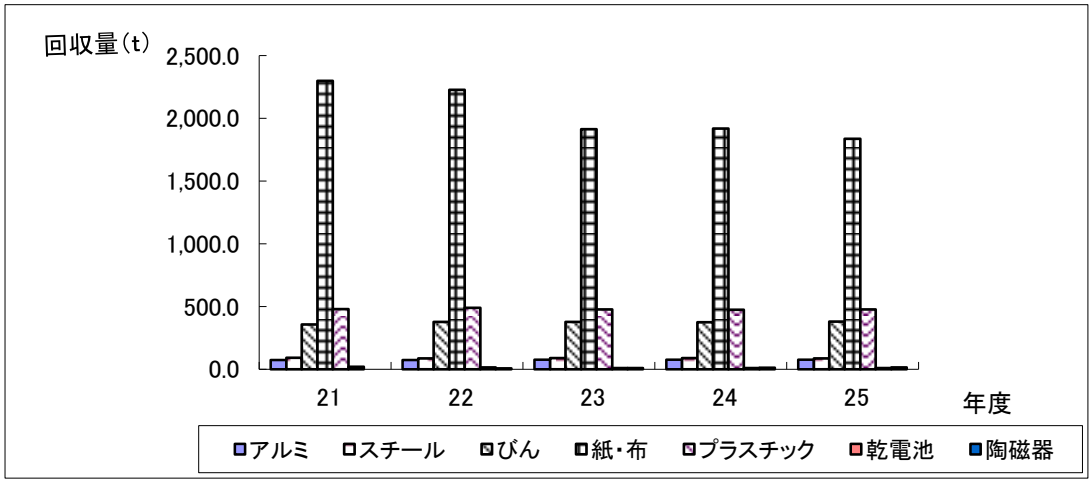

（単位：ｔ）

種類＼年度	21	22	23	24	25
アルミ	73.1	73.6	76.6	77.7	76.1
スチール	91.7	87.5	90.1	89.7	85.5
びん	355.9	377.3	376.6	375.6	379.9
紙・布	2,298.6	2,226.2	1,913.6	1,917.3	1,836.8
プラスチック	479.7	490.8	476.8	475.3	477.7
乾電池	20.2	14.1	11.3	10.7	10.5
陶磁器	-	6.9	10.1	12.0	14.4
合計	3,319.3	3,276.4	2,955.1	2,958.3	2,880.8

⑥ 資源ごみ（種類別）回収割合(平成25年度)

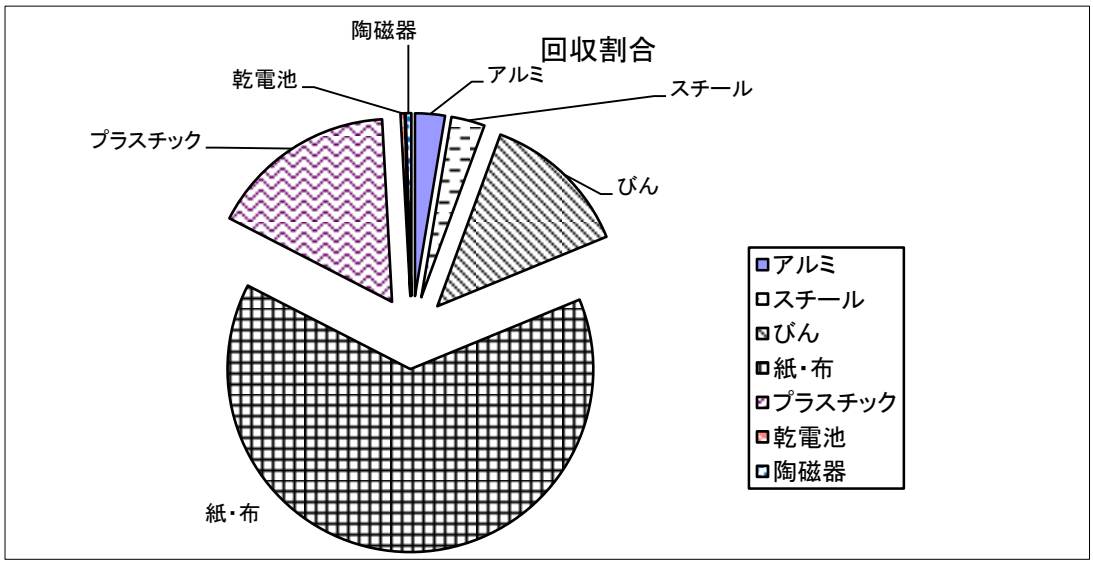

品　　目	回収量（ｋｇ）	回収割合（%）
アルミ	76,064	2.6
スチール	85,507	3.0
びん	379,875	13.2
紙・布	1,836,755	63.8
プラスチック	477,680	16.6
乾電池	10,520	0.4
陶磁器	14,390	0.5
計	2,880,791	100.0

⑦　資源ごみの流れ

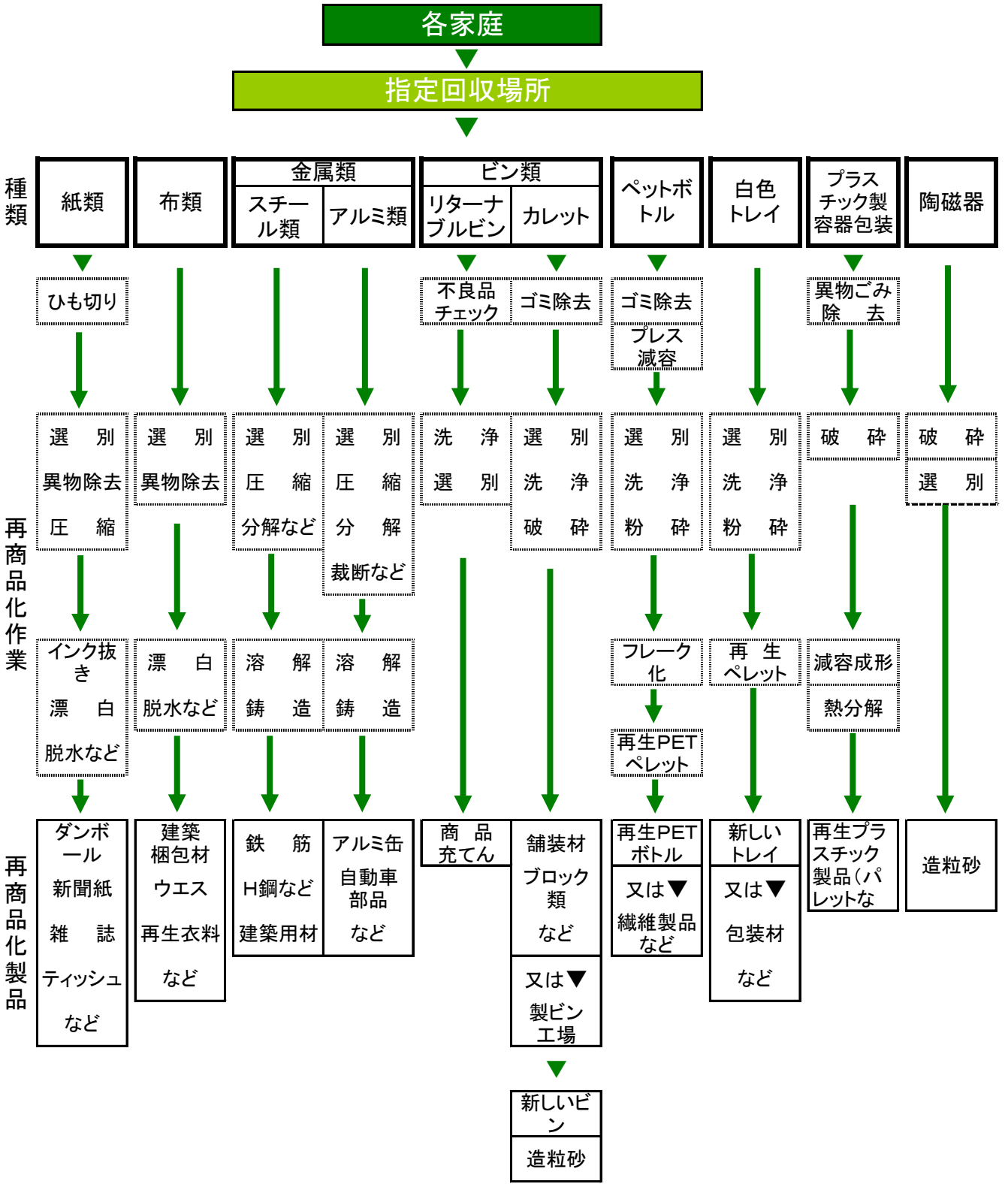
各家庭
指定回収場所
種類
紙類
布類
金属類
スチール類
アルミ類
ビン類
リターナブルビン
カレット
ペットボトル
白色トレイ
プラスチック製容器包装
陶磁器
ひも切り
不良品チェック
ゴミ除去
ゴミ除去
プレス減容
異物ごみ除去
再商品化作業
選別 異物除去 圧縮
選別 異物除去
選別 圧縮 分解など
選別 圧縮 分解 裁断など
洗浄 選別
選別 洗浄 破砕
選別 洗浄 粉砕
選別 洗浄 粉砕
破砕
破砕 選別
インク抜き 漂白 脱水など
漂白 脱水など
溶解 鋳造
溶解 鋳造
フレーク化
再生PETペレット
再生ペレット
減容成形 熱分解
再商品化製品
ダンボール 新聞紙 雑誌 ティッシュ など
建築梱包材 ウエス 再生衣料 など
鉄筋 H鋼など 建築用材
アルミ缶 自動車部品 など
商品充てん
舗装材 ブロック類 など
又は▼ 製ビン工場
新しいビン 造粒砂
再生PETボトル
又は▼ 繊維製品など
新しいトレイ
又は▼ 包装材 など
再生プラスチック製品（パレットな
造粒砂

２　し　尿

（１）し尿の収集料金

<table>
<tr><td rowspan="2">定額制</td><td>定額料金</td><td>１人
月</td><td>２７０円</td><td>①一般家庭が対象。
②月１回のくみ取りが原則。
③３歳未満（３歳に達した日の属する年度の末日まで）の者は無料。
④人員は、くみ取り予定日の前月１日の人員。
⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。</td></tr>
<tr><td>超過料金</td><td>１回
につき</td><td>５４０円</td><td>月２回以上のくみ取りをする場合に２回目以降のくみ取りから徴収する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">従量制</td><td>18 リットル
につき</td><td>１３５円</td><td>①人員の確定困難な事務所・飲食店等及び簡易水洗式便槽が対象。
ただし、一般家庭でも次の場合は対象とする。
・水洗式くみ取り場合
・月１回のくみ取りを必要としない場合
・多量の水を使用しないとくみ取りできない場合
・人員の確認が困難な場合
・その他定額制が不適当な場合
②月１回のくみ取りが原則。
③雨水、地下水等が浸入した場合のくみ取り。
④１ﾘｯﾄﾙ未満の端数は切り捨てる。
⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。</td></tr>
</table>

（２）くみ取りにあたっての留意事項

①留守家庭の取り扱いについて

・くみ取り予定日前後に外出するときは、くみ取り券入れに必要枚数（従量制は必要と思われる枚数）を入れ、風などでくみ取り券が飛ばされないようにし、わかりやすいところに明示する。

くみ取り券が用意されていないと、くみ取りができない。

②くみ取り券入れについて

・くみ取り券入れは、住所・氏名・人員等の必要事項を記入し、留守時に利用する。

③くみ取り券について

・定額制の超過料金は、１回につき定額制くみ取り券２枚必要。

・くみ取り券を業者に提出する時は、いずれか１枚の裏面に住所・氏名を記入する。

④くみ取りの予定日について

・広報ひがしうらで随時お知らせする。

・毎月、森岡・緒川・緒川新田・石浜・生路・藤江の順に実施。

⑤その他

・転入、転出及び死亡等で人員に変更があった場合は届出が必要。
・くみ取り口付近は、作業のしやすいようにする。
・便そうの清掃に使用する水は、１カ月１０リットル以内。
・現金支払いは不可。

⑥くみ取り委託業者

トーエイ株式会社　　電話８３－３８８０

（３）くみ取り券販売所

（16 販売所）　　平成 26 年３月 31 日現在

No.	地区	販売所名	住　　所	電　　話
1	森岡	ﾌｰﾄﾞｾﾝﾀｰｶﾈ平	森岡字新屋敷１	８３－２５４３
2	〃	ＪＡ森岡支店	森岡字取手１１８－４	８３－２０８１
3	緒川	敷島屋	緒川字屋敷二区６４－１	８３－２３３６
4	〃	松華園	緒川字家下１	８３－２３２４
5	〃	ＪＡ東浦支店	緒川字浜田３－７	８３－２１２１
6	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区９６	８３－２０２８
7	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区４４－２	８３－２４６９
8	〃	役場環境課	緒川字政所２０	８３－３１１１
9	緒川新田	ＪＡ新田支店	緒川字寿久茂４８	３４－８２９６
10	〃	新田米穀店	緒川字西釜池１０－６	３４－９９０４
11	石浜	サンエツ	石浜字前浜１３	８３－２３７３
12	〃	杉野文具店	石浜字岐路６０－１	８３－５０８３
13	生路	ＪＡ生路支店	生路字門田１５－１	８３－２０８３
14	〃	ミヅノ屋	生路字梨ノ木１３	８３－３３３９
15	藤江	ＪＡ藤江支店	藤江字西之宮１０８－１	８３－２０８４
16	〃	大蔵屋	藤江字松本７－２	８３－２４１３

（４）し尿収集量

年度	年間処理量（ｋｌ）	収集人口（人）	総人口（人）
21	1,929	2,112	50,171
22	1,809	1,993	50,192
23	1,732	1,766	50,170
24	1,559	1,665	50,149
25	1,499	1,392	50,261

（注）人口は、各年 10 月 1 日現在

（５）浄化槽設置状況

平成26年３月31日現在

（単位：基）

区分 / 処理対象人員	単独処理施設			合併処理施設	合計
	腐敗タンク方式	ばっ気方式	小計	ばっ気方式	
1～5	253	751	1,004	706	1,710
6～7	120	1,294	1,414	524	1,938
8～10	116	724	840	99	939
11～15	30	92	122	41	163
16～20	20	90	110	28	138
21～50	59	184	243	93	336
51～100	30	8	38	44	82
小計	628	3,143	3,771	1,535	5,306
101～300	7	8	15	53	68
301～500	3	4	7	11	18
小計	10	12	22	64	86
501～5,000	0	0	0	4	4
小計	0	0	0	4	4
合計	638	3,155	3,793	1,603	5,396

３ 東部知多衛生組合の状況

（１）月別し尿・ごみ処理量（平成25年度）

区分 / 月	し尿処理（kl）東部知多浄化センター			ごみ処理（ｔ）東部知多クリーンセンター				
	し尿	浄化槽汚泥	計	可燃物		不燃物		計
				一般収集	持込有料	一般収集	持込有料	
25年４月	136.41	1,028.37	1,164.78	834.56	193.73	29.45	5.71	1,063.45
５月	128.23	1,097.97	1,226.20	854.00	214.64	34.27	8.16	1,111.07
６月	122.27	920.66	1,042.93	722.48	184.92	26.09	5.06	938.55
７月	124.99	866.06	991.05	795.86	220.40	21.89	4.82	1,042.97
８月	127.97	788.51	916.48	791.54	207.96	25.45	9.38	1,034.33
９月	114.89	811.85	926.74	780.60	228.72	26.18	3.58	1,039.08
１０月	123.52	862.46	985.98	776.54	217.66	25.28	6.26	1,025.74
１１月	115.99	928.40	1,044.39	720.20	214.78	27.76	6.16	968.90
１２月	138.28	875.20	1,013.48	775.51	215.08	30.89	11.27	1,032.75
26年１月	118.04	878.06	996.10	738.61	190.16	29.31	5.79	963.87
２月	114.19	829.15	943.34	572.45	174.86	22.21	5.04	774.56
３月	134.51	1,172.49	1,307.00	690.46	199.60	24.04	7.67	921.77
計	1,499.29	11,059.18	12,558.47	9,052.81	2,462.51	322.82	78.90	11,917.04
１か月平均	124.94	921.60	1,046.54	754.40	205.21	26.90	6.58	993.09

（注）　一般収集は、公用持込を含む。

（２）ごみの状況

（単位:t）

構成市町量 / 年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
２１	9,055	22.2	11,602	28.4	15,151	37.2	4,965	12.2	40,773	100
２２	8,991	22.1	11,423	28.1	15,221	37.5	5,013	12.3	40,648	100
２３	9,018	21.9	11,449	27.8	15,475	37.7	5,182	12.6	41,124	100
２４	9,088	21.9	11,519	27.8	15,554	37.5	5,281	12.80	41,442	100
２５	9,053	21.8	11,394	27.5	15,704	37.9	5,316	12.80	41,467	100

（注）可燃物のみの投入量

（３） し尿の状況

（単位:kl）

構成市町量 / 年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
２１	14,034	27.5	8,460	16.6	20,305	39.8	8,191	16.1	50,990	100
２２	13,866	28.4	8,532	17.5	18,451	37.9	7,884	16.2	48,733	100
２３	13,598	28.2	8,391	17.4	17,988	37.4	8,183	17.0	48,160	100
２４	12,724	27.7	8,283	18.0	17,113	37.2	7,868	17.1	45,988	100
２５	12,559	27.5	8,547	18.7	16,870	37.0	7,654	16.8	45,630	100

（注）浄化槽汚泥を含む投入量

（４）負担金の推移

■東浦町年度別状況　（単位：千円）

年度 / 項目	21	22	23	24	25
組合債償還金	123,114	90,576	32,463	9,979	11,937
投資的経費	75,545	126,023	68,170	92,981	193,127
経常的経費　（し尿関係）	46,966	50,615	51,686	48,775	46,194
〃　（ごみ関係）	173,312	165,668	164,861	165,702	168,688
歳出計（ａ）	418,937	432,882	317,180	317,437	419,946
負担金以外の歳入計（ｂ）	51,506	134,771	72,835	57,123	192,771
実質負担金（ａ）－（ｂ）	367,431	298,111	244,345	260,314	227,175

■構成市町別状況　（単位：千円）

構成市町 / 項目	東浦町	豊明市	大府市	阿久比町	合計
組合債償還金	11,937	16,382	20,275	6,013	54,607
投資的経費	193,127	262,150	336,761	102,915	894,953
経常的経費（し尿関係）	46,194	29,272	61,963	28,263	165,692
〃　（ごみ関係）	142,269	180,905	251,945	80,811	655,930
〃　（温水プール関係）	26,419	13,387	46,067	5,255	91,128
歳出計（ａ）	419,946	502,096	717,011	223,257	1,862,310
負担金以外の歳入計（ｂ）	192,771	255,621	345,176	100,601	894,169
実質負担金（ａ）－（ｂ）	227,175	246,475	371,835	122,656	968,141

用語解説

・赤　　潮

プランクトンが異常繁殖して海水が赤褐色を呈する現象で、その発生によって魚類が死ぬ被害うけます。赤潮発生の原因は、家庭排水・下水・工場排水などにより、沿岸や内湾域が富栄養化したためといわれています。

・アルキル水銀

水銀にアルキル基が１個又は２個結合した有機水銀化合物で、メチル水銀、エチル水銀等の総称であり、無色の液体又は、白色の固体状をしています。

アルキル水銀中毒になると、知覚、聴力、言語障害、視野の狭搾、手足のまひ等の中枢神経障害を起こし、ひどいときには死に至ることもあります。熊本県水俣市で発生した「水俣病」は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド合成工程でできたメチル水銀が原因とされています。

・一酸化炭素(CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。人体への影響は、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

・化学的酸素要求量(COD)

ＢＯＤと同じく水質の汚染度を示す数値で、酸化剤を使用して、水中の有機物を分解するのに必要な酸素の量を測定するもので、この数値が大きいほど汚れがひどくなります。

・カドミウム(Cd)

主に亜鉛の生産に伴い産出される重金属。長期にわたり大量に体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害・胃腸障害・腎臓障害を起こします。

・環境アセスメント（環境影響評価）

開発事業に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境アセスメントあるいは、環境影響評価といいます。

・環境基準

環境基本法第 16 条に基づき国が定める基準。環境行政を進めていく上での指針となるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関して定められています。

・環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと。現在は、ビスフェノールＡ、フタル酸エステル、トリブチルスズなど約 70 種が環境ホルモンとされています。

・光化学オキシダント(Ox)

自動車からの排気ガスや事業所からのばい煙に含まれている窒素酸化物、炭化水素等が、紫外線により光化学反応を起こし生じる物質。光化学オキシダントの濃度が高くなり、空に白いモヤがかかったような状態を「光化学スモッグ」といいます。

・産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

・酸　性　雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、正常な雨水でもpH 5.6程度となっています。このため一般的にはpH 5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものですが、火山の噴火のように自然現象によるものもあります。諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生しています。

・水素イオン濃度(pH)

物質の酸性、アルカリ性を示す指数で単位はｐＨ。中心となる数値を７（中性）とし、７より小さいものは弱酸性（４～７）、強酸性（０～３）、７より大きいものは弱アルカリ性（７～10）、強アルカリ性（11～14）と分けられています。

・生物化学的酸素要求量(BOD)

微生物が水に溶けた酸素を利用して水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、きれいな水では１～３、ややきれいな水では３～５、汚れている水では５～10、非常に汚れている水では 10 以上で、数値が高いほど水質が悪いといえます。

・全シアン

シアン化合物のこと。シアン化水素、シアン化カリウム等の他、銅、鉄、銀等の金属化合物がある。シアン化水素やシアン化カリウム等は、体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬ程の猛毒です。

・全窒素

有機および無機（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）の窒素化合物の総量。湖沼の窒素に関する環境基準になっている。窒素はリンとともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となります。

・全リン

リン化合物の総量を表す語。リンは窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となります。

・ダイオキシン類

物の燃焼等の過程で非意図的に生成される、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを含めて、ダイオキシン類といい、「ダイオキシン類対策特別措置法」により排出を規制しています。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

・大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数。大腸菌自体は有害ではないが、水中に多く存在すれば人間や家畜の糞尿により水が汚染されていることになり、水中の大腸菌群数は水質汚濁の指標となっています。

・地球温暖化

二酸化炭素等の物質は、日射エネルギーをほぼ完全通過させる一方、地表から放射される赤外線は吸収し宇宙空間に熱を逃さない「温室効果」をもっており、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により地球の平均気温が上昇することを地球温暖化といいます。地球温暖化により、気候変動、海面水位の上昇、生態系の変化や農業への影響等が懸念されています。

・地球環境問題

被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題及び先進国も含めた国際的な取組みが必要とされる開発途上国における環境問題をいい、具体的には、①地球の温暖化　②オゾン層の破壊　③酸性雨　④熱帯林の減少　⑤砂漠化　⑥海洋汚染　⑦有害廃棄物の越境移動　⑧開発途上国の公害問題などがあります。

・窒素酸化物(NOx)

大気汚染物質である一酸化窒素（NO)、二酸化窒素（NO_2）等が主である。通称「ノックス（NO_X)」という。発生源で発生する窒素酸化物は 90%以上が NO で、事業所や自動車などの燃料の燃焼に伴い、燃料中の窒素と酸素、オゾンが自然に反応したり、バクテリアにより発生する。

・トリハロメタン

それ自体は有害でないフミン質などの有機物が、水道原水の浄水過程で注入される塩素と化学反応して生成されるクロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタンなどの物質で、異臭や発ガン性が問題となっています。

・鉛(Pb)

鉛及びその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の

縁を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧の上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

・二酸化硫黄(SO_2)

石油の中に含まれる硫黄分が燃焼により酸化されて発生するもので、大気汚染物質の一つとして、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質です。無色で刺激性のある気体ですが、高濃度のときは、眼の粘膜を刺激し、呼吸機能に影響を及ぼすといわれています。

・二酸化窒素(NO_2)

工場や自動車などの燃料の燃焼に伴い、燃料中の窒素と酸素、オゾンが自然に反応したり、バクテリアによって窒素酸化物が分解して発生します。家庭や企業で使用される燃料装置はほとんど窒素酸化物を発生します。燃焼によって発生するものは、燃料の種類や燃焼方法によって異なりますが、90％以上は一酸化窒素（ＮＯ）で、これが酸化されて二酸化窒素になります。また、二酸化窒素はオゾンなどとともに光化学スモッグの原因のひとつとされています。

・ノルマルヘキサン抽出物質

油分による汚濁の程度を表す指標で、ノルマルヘキサンという溶剤に対して溶けることができる油分などの量で、この数値が大きいほど汚れがひどくなります。

・砒　　素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉄鉱物に伴って産出される半金属。銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物としても産出されます。砒素及びその化合物（砒酸、亜砒酸、砒化水素等）は、すべて猛毒であり、皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発しん等の症状を示すといわれています。

・ＰＰＭ

汚染の濃度を示す単位で、パーセントが百分率を示しているように、ｐｐｍは百万分率を表しています。従って１ｐｐｍは、100万分の１を意味します。具体的には、１ｐｐｍとは水１ℓ 中に物質が１㎎、あるいは、ガスなどの場合には１m^3中に１cc混ざっている状態をいいます。

・富栄養化

富栄養化という言葉は、元来湖沼学で用いられてきた専門用語で、窒素、燐等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼（貧栄養湖といいます。）が長い年月の間に栄養物質の豊富な生物生産性の高い湖沼(富栄養湖といいます。)へと次第に変せんしていく現象のことをいいます。

貧栄養湖が富栄養化する速度は、人為的な汚染のない自然界では非常にゆっくりしたものですが、人間活動により大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行します。

・浮遊物質(SS)

水の中には粘土の粒、プランクトンなどの有機・無機物質が多くあり、これら水中に浮遊する物質の総量をいう。この数値が大きいほど汚れがひどく、25ｐｐｍ以下であれば正常な魚の生育が維持され、60ｐｐｍ以下であれば魚のへい死が防げるものとされています。

・浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が 10μｍ(ﾏｲｸﾛﾒｰﾄﾙ、１μｍ＝1/1000㎜)以下のもの。環境基準が定められています。この粒子は沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康に影響を与えるといわれています。

・フロンガス(ｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ)

炭素・フッ素・塩素からなる化合物。毒性が低く、無臭・不燃で非常に安定した物質のため、噴射剤・冷媒・洗浄剤・発泡剤などに広く利用されていました。フロンが大気中に排出されると、分解せずに成層圏に達し、地球のオゾン層を破壊し、有害紫外線の地上への到達量が増加するといわれています。

・粉　じ　ん

物の破砕・選別その他の機械的処理、又はたい積に伴い発生したり、飛散したりする物質です。

・マニフェストシステム

マニフェストシステムとは、産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などを「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」に記載し、処分業者等からの返送を確認することで産業廃棄物の流れを自ら把握管理する方法をいいます。

・有機りん化合物

農薬として広く使われており、特に毒性が強いのは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、ＥＰＮの４種類で、神経を害する作用をもち、頭痛・言語障害・視力障害・錯乱などが生ずる。主な排出源は、農薬として用いられるため、農薬の製造工場や研究所などです。

・溶存酸素(DO)

水中に溶け込んでいる酸素の量。水質の汚濁度を測る指標です。この数値が高い川ほど生物のいる「生きた川」といえ、きれいな川は普通７～10 ppm です。

・六価クロム

クロム化合物には、青紫色を呈する三価クロム化合物と黄色から赤色を呈する六価クロム化合物があり、六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸引による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらし、浮腫や、かいようを生じ、またガンの原因にもなるといわれています。

東浦町の環境（平成 26 年度版）

平成 26 年 8 月

東浦町 生活経済部 環境課
〒470-2192　愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
TEL　0562（83）3111（代表）
FAX　0562（83）9756
http://www.town.aichi-higashiura.lg.jp